

那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 (案)



内閣府沖縄総合事務局 提供

令和4年 月

沖 縄 県

那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 目次

I.はじめに.....	1
1. 目的.....	1
2. 都市計画区域の範囲及び規模.....	4
3. 目標年次	5
II 都市計画の目標	6
1. 都市の将来像.....	6
2. 現状と課題.....	10
3. 都市づくりについて	15
III 区域区分の方針	23
1. 区域区分の有無.....	23
2. 市街化区域及び市街化調整区域における人口、産業の規模.....	23
3. 市街化区域のおおむねの規模	24
IV 主要な都市計画の決定の方針.....	25
1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	25
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	31
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	37
4. 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針	39
5. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針	43
6. 福祉のまちづくりに関する主要な都市計画の決定の方針.....	45
V 将来像の実現に向けて	47

I. はじめに

1. 目的

我が国の都市をめぐる社会経済状況は、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約、交通・情報通信ネットワークや車社会の進展等に伴う生活圏の広域化など大きく変化しています。さらに、令和2年（2020年）2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、ウィズ／アフター・コロナの新しい生活様式が求められるようになりました。

また、国民意識は、社会資本の量的充足に伴って変化し、地球環境問題、行政コストの削減や空き地・空き家等の低未利用土地の増加等への対応の必要性が高まるとともに、安全・安心な地域コミュニティの確保、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出といった、ゆとりや潤いを重視するようになりました。

さらに、平成27年（2015年）国連総会にて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で誰一人取り残さないを基本理念とした持続可能な開発目標（SDGs）が示されております。

都市計画においても、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの視点、気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る都市再生特別措置法及び都市計画法の改正、国土強靭化基本法の制定、都市のオープンスペースの機能を高めることを目的とした都市緑地法、都市公園法の改正など、時代背景を受けた動きがみられます。

このように、我が国は、都市へ人口や機能が集積する都市化社会の時代から、国民の大部分が都市で生活する安定・成熟した都市型社会の時代へ移行しつつあります。さらに近年では、ポストコロナに向けて新たな日常を通じた質の高い経済社会を実現するために、東京一極集中からスマートシティを踏まえた多核連携型の国づくりが推進されております。

本県でも、令和12年（2030年）頃まで人口が増加傾向にあるものの、それ以降は人口が減少することが見込まれることから、無秩序な市街化の抑制等の都市化社会の課題に対応しつつ、将来的な人口減少期を見据えた持続可能なまちづくりへの対応が必要となります。

また、昭和47年（1972年）の本土復帰以降、本土との格差是正を基調として社会資本の整備を進め、一定の成果を上げてきた反面、このような整備の過程で沖縄の個性や魅力を失ってきたという指摘もあります。本県の自立的かつ持続可能な発展のためには、これまでのフロンティア創造型の振興策と、民間主導の自立型経済の構築を継承発展させ、万国津梁の精神を受け継ぎ、東アジアの中心に位置する地理的特性や全国一高い出生率などの沖縄の優位性・潜在力を活かした日本経済活性化のフロントランナーとして、コロナ危機で損害を受けた世界経済の復興に向けてアジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を引き続き邁進する必要があります。さらに、沖縄県 SDGs 推進方針に基づく持続可能な都市づくり、都市インフラ等のマネジメントも重要な視点になってきています。

したがって、それぞれの都市圏において長い歴史に培われた伝統や文化など地域固有の資源を見つめ直し、住民と一体となって品格のある個性的な都市づくりを進めるとともに、各都市圏が相互に連携して適切に役割を分担することによって、沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月）で定めた基本理念である“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”に基づき、目指すべき5つの将来像である「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」、「希望と活力にあふれる豊かな島」、「世界に開かれた交流と共生の

島」、「多様な能力を發揮し、未来を拓く島」を実現することが重要と考えられます。

これら5つの将来像の実現に向けた施策を展開するために、「自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を活かした個性豊かで活力ある地域づくり」、「主体性・自主性を基軸とする地域づくり」、「多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり」という基本的な考え方のもと、次の共通理念と共通目標を柱として都市づくりを進めていきます。

●都市づくりの共通理念

「我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり」

●都市づくりの共通目標

- ・地域の自然・歴史・文化を活かした、個性豊かで活力ある都市
- ・地域自ら考えつくる、快適で潤いのある都市
- ・都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市

この那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、このような共通理念と共通目標に基づき、都市機能及び歴史・文化の集積、沖縄の玄関口としての交流機能、多様な地域性及び大規模駐留軍用地跡地の活用など、その特性を最大限に發揮するおおむね20年後の目指すべき姿を住民と共有した上で、将来像実現のための方向性を明確にするものです。

さらに、本県、とりわけ中南部都市圏の都市づくりにおいて重要な課題である返還予定駐留軍用地の跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要があります。

都市づくりの共通理念と共通目標について（体系図）

■沖縄県の基本理念と目指すべき5つの将来像〔沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月）〕

“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”				
1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島	2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島	3) 希望と活力にあふれる豊かな島	4) 世界に開かれた交流と共生の島	5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

■将来像の実現に向けた基本的な考え方

自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を活かした個性豊かで活力ある地域づくり	主体性・自主性を基軸とする地域づくり	多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり
--	--------------------	--

■都市づくりの共通課題

【県レベル】 ・地域特性を活かした個性豊かで活力ある都市づくり ・産業を育む都市基盤・情報基盤づくり	・住民参加を促す枠組みづくり ・地域を支える人材の育成 ・アジア・太平洋地域との交流拠点、国際貢献拠点の形成	・適切な役割・機能分担をした都市づくり ・災害に強く、人にやさしい安全で安心な都市づくり
	都市構造・土地利用 ・長い歴史に培われた伝統や文化を継承する既成市街地の活力向上 ・アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成	都市構造・土地利用 ・都市経営効率化を図るための市街地拡散の抑制 都市交通・都市環境 ・駐留軍用地跡地の有効利用の推進

都市交通・都市環境 ・個性あふれる自然環境や品格のある都市景観の保全・創出・活用 ・既存の社会資本の適切な維持・管理と有効利用	都市計画の体制 ・住民や民間企業、NPOとの連携協力体制の構築 ・社会資本の官民連携による維持管理・有効活用	都市交通・都市環境 ・道路網の体系的整備と公共交通機関への転換促進 ・シームレスな交通体系の整備

■都市づくりの共通目標

○地域の自然・歴史・文化を活かした個性豊かで活力ある都市 「我した島沖縄の」	○地域自らが考えつくる、快適で潤いのある都市 「特色ある」	○都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市 「ゆいまーるのまちづくり」
---	----------------------------------	--

■都市づくりの共通理念

我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり

2. 都市計画区域の範囲及び規模

那覇広域都市計画区域（以下、「本区域」という。）の範囲は、那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町及び南風原町の全域並びに八重瀬町（具志頭地域を除く。）とし、その規模は次のとおりです。

区分	市町村名	範 囲	面 積
那覇広域都市計画区域	那覇市	行政区域の全域	約 3,957 ha
	宜野湾市	〃	約 1,980 ha
	浦添市	〃	約 1,948 ha
	糸満市	〃	約 4,662 ha
	豊見城市	〃	約 1,960 ha
	北中城村	〃	約 1,154 ha
	中城村	〃	約 1,553 ha
	西原町	〃	約 1,590 ha
	与那原町	〃	約 518 ha
	南風原町	〃	約 1,076 ha
都市計画区域指定 を検討する区域	八重瀬町	東風平地域	約 1,479 ha
	計 (5市4町2村)		約 21,877 ha
都市計画区域指定 を検討する区域	八重瀬町	具志頭地域	約 1,217 ha

資料： 平成28～30年度都市計画基礎調査

なお、八重瀬町具志頭地域については、今後の動向を踏まえ、関係する自治体と調整を図った上で、那覇広域都市計画区域への編入等、都市の一体性を勘案して適切に対処することとします。

また、中南部都市圏において、土地利用の状況及び見通し、地形などの自然的条件、通勤、通学などの日常生活圏、主要な交通施設の設置状況、社会的、経済的な区域といった総合的な都市の一体性に関する視点で評価すると、都市圏全体の連携や相互関係がみられ一体性が形成されています。さらに、今後駐留軍用地の返還により、新たな都市拠点が形成されるとともに、ハシゴ道路などの道路ネットワークが構築されることで、より一層都市の一体性が高まると想定されます。

そのため、中南部都市圏においては、自然資源や歴史資源等の保全を図り、観光振興や産業振興等に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していくため、関係市町村と連携の下、地域が求めるまちづくりなど、市町村の実情を加味した上で、中南部都市圏を一体の都市として捉え、都市計画区域の再編も視野に入れた取組を進めていきます。

■策定区域図



3. 目標年次

平成 27 年（2015 年）を基準年とし、都市の将来像、都市づくりの理念及び将来の都市構造は、令和 17 年（2035 年）を想定して方針を策定します。

区域区分の有無、主要な都市施設の整備等は、上記方針のもとに令和 7 年（2025 年）の姿として策定します。

II 都市計画の目標

1. 都市の将来像

県都那覇市を中心とする本区域は、平成27年（2015年）年現在、人口約80万人で県人口の約6割が居住し、国内外を結ぶ広域交通施設や各種都市機能が高度に集積するとともに、世界遺産をはじめ多くの歴史文化遺産や豊かな田園環境など、多様な地域性を有する本県の行政・経済・教育・歴史・文化の中心となる都市圏です。

今後、本区域は、そのような地域の多様性を活かし、貴重な自然環境の保全と再生、水と緑の潤い空間の創出、魅力ある景観の保全・創出及び少子高齢社会に対応するユニバーサルデザインの浸透に積極的に取り組むとともに、恵まれた資源を活かした学習の場や地域共同体育成の場など、地域の誇りと愛着をより深める、地域に密着したまちづくりの展開が重要と考えられます。

このことを踏まえ、おおむね20年後は次のような都市圏の実現を目指すこととします。

将来像1：誰もが安心して暮らせるにぎわいのある都市圏

まちの顔である中心市街地の再整備によりまちなか居住の環境整備が進んだことで、庶民の台所としての「マチグワー（マチ小）」など、地域ににぎわいが戻っています。

既成市街地では、誰もが都市的なサービスを享受できる居住環境が整備されるとともに、緑とオープンスペース、緑陰のある歩道やポケットパークなど、ゆとりや潤いのある空間が創出され、人にやさしい交通手段の確保、公共空間におけるユニバーサルデザインなど歩いて暮らせる環境（ウォーカブルな人を中心の空間）が確保され、様々な年代の人々が交流する地域共同体の活動の場が生まれています。

また、その“まち”にみなぎる活気や都市空間の充実は、観光資源としても活性化に寄与しています。

▼サンライズマーケット（サンライズなは）



► 国際通り トランジットマイル

将来像2：地域独自のものに誇りをもち、その心が発信できる都市圏

首里城跡一帯や中城城跡をはじめとした世界遺産を核とし、各地の歴史文化遺産は、歴史を理解し、平和を学習する場として地域に潤いと活力を与え、県民が誇れる空間として充実が図られています。沖縄独自の歴史・文化や平和を願う沖縄の心を世界に向けて発信する場であるとともに、国内外から訪れる多くの人々が交流する場であり、魅力的な沖縄らしい景観が形成され、価値創造型のまちが実現しています。



▲首里城正殿（令和元年10月30日以前）



▲中城城跡



▲平和の礎（出典：沖縄県HP）

将来像3：多様な生活様式が可能な都市圏

多様な地域性が維持されている本区域では、人々は、各々の生活様式や生活設計にあわせて、身近な空間に多様な都市機能が集積するまちなかでの居住や、自然的環境を身近に感じる田園居住など、多様な住まい方を選択することが可能です。

▼豊崎地区（出典：豊見城市市勢要覧2021）



▼田園都市の風景



将来像4：世界に開く広域交流都市圏

空港や港湾など広域交通施設が集積している本区域は、東アジアの中央に位置する地理的優位性を存分に発揮し、アジアをはじめ世界各国の人々が交流する都市に成長しており、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」における主要拠点となり、世界水準の観光地の玄関口としての役割も果たしています。さらに国際物流拠点産業集積地域等の経済特区を有効に活用しつつ、那覇空港では国際航空貨物ハブ機能の強化や航空関連産業クラスターの形成、那覇港における国際流通港湾としての機能拡充などによる臨空・臨港型産業の集積により、那覇空港と那覇港を基軸とする国際物流拠点が形成され、本県の自立型経済構築や日本経済再生のフロントランナーに向けて重要な役割も果たしています。

▼那覇港



▲那覇空港（出典：那覇港湾・空港整備事務所 HP）

将来像5：連携と交流が盛んな活気あふれる都市圏

駐留軍用地跡地においては、教育、医療、情報等高次都市機能の導入や南北・東西方向の幹線道路の整備及び鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、MaaS 等のシステムを活用したシームレスな交通体系の構築等によって、個性豊かで多様な都市拠点が形成されています。これにより広域的な連携と交流促進による“集積の利点”と“選択の多様性”的享受が可能となることから、活気あふれる中南部一体の広域連携都市圏に生まれ変わりつつあります。



▲駐留軍用地跡地の商業地（イオンモールライカム）

▼旭橋駅周辺市街地再開発事業



▼てだこ浦西駅周辺



将来像6：環境にやさしい循環型・低炭素型都市圏

都市圏全体で廃棄物ゼロを目指し、環境教育が奨励された本区域では、住民一人一人の環境問題に対する意識が向上しており、また、省資源化、再資源化及び環境美化に積極的に取り組んできた結果、使用済み自動車、家電製品等の不法投棄や廃棄物排出量の減少が図られ、さらに脱炭素社会の実現に向けて、国の政策と連動したエネルギーの低炭素化・多様化や省エネルギー化の推進、次世代自動車の導入促進など低炭素型の交通システム構築の推進により、循環型で美しい都市圏が形成されています。

コンパクトな都市構造が形成され骨格的な公共交通軸としての沖縄都市モノレールの輸送力増強や基幹バスシステムの構築、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入及び道路網の体系的整備が推進されています。あわせて、自家用車から公共交通への転換、次世代自動車の普及促進、パーク・アンド・ライドや時差出勤、自転車利用や歩いて暮らせるまちづくりなど、総合的な交通施策による交通渋滞の緩和や、クリーンエネルギーの活用等により、環境にやさしい低炭素島しょ都市圏の実現が着実に進んでいます。

将来像7：知的交流が盛んな情報先進都市圏

情報通信技術の高度化によって、島しょ性がもたらす地理的に不利な条件は克服されつつあります。これら情報通信技術は、アジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として国内外からの企業立地、県内立地企業の高度化・多様化など活発な産業活動や日常生活はもとより、産学官の連携によって高度な技術を身につける人材育成にも活用されています。また、亜熱帯や健康長寿など沖縄の特性を活かした研究開発機能が強化されて、沖縄科学技術大学院大学を核とし、既存の大学やコンベンション施設と連携した知的ネットワークが形成されています。西普天間住宅地区では高度医療・研究機能の拡充等により、国際性・離島の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点が形成されています。

さらに、災害等に備えた重要データのバックアップ拠点・クラウド・データセンター等が形成されています。

将来像8：観光・MICE・ショッピングで魅力ある都市圏

個性豊かな琉球の歴史文化と自然の多様性を有する本区域は、空港や港などの交通施設が隣接する地の利や、コンベンション機能、コースタル・リゾート機能、都市型リゾート機能等の集積・拡充の効果により、MICE、海洋レクリエーション、スポーツツーリズム、ヘルステーリズム、ショッピング等、観光メニューの多様化が進んでいくことから、観光収入と環境保持のバランスがとれた持続可能な観光産業が形成されています。

また、首里城公園を中心とした古都首里の自然や風土を満喫できる空間や、那覇港周辺のウォーターフロントなど、各地域において魅力ある景観が形成されており、世界に誇れる「沖縄観光ブランド」の形成に寄与しています。

世界から選ばれる持続可能な観光地形成の実現に向けて取り組んでいきます。

2. 現状と課題

①秩序ある土地利用

本区域は、昭和 49 年（1974 年）に都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分し、効率的に都市をつくり上げる区域区分が行われ、その後、6 回の定期見直しを経て現在に至り、土地利用の整序をはじめ、計画的な市街地形成、公共施設等の効率的な整備、農地や自然緑地等の保全等の観点において、区域区分は一定の成果を上げてきました。

また、昨今の厳しい財政環境と投資余力低下の中にはあっては、新市街地の形成を中心とする流行り廃りのまちづくりから脱却して、今ある資源を有効に活用する既成市街地の質的向上を図り、持続可能な発展ができる都市構造に転換させていくことが求められています。

本区域は、県内で最も人口が集中し、都市機能が集積しており、さらに、今後も人口増加が見込まれることから、効率的な行政運営とともに郊外に残される緑地や農地等の自然環境との共生・調和を図っていくことが重要であり、区域区分を継続して計画的な土地利用を推進する必要があります。

また、近年、良好な樹林地や集落周辺において墓地の建設が散見され、自然環境の保全や景観の面からも課題となっています。

②世界遺産等の活用

平成 12 年（2000 年）には、首里城跡や中城城跡など本県の歴史文化遺産が「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されました。

琉球の歴史文化が世界的な評価を得たことは大きな意義があり、これら誇りある遺産及びその他のグスクやようどれ等の歴史資源は、都市計画としても保全に努めるとともに、学習、交流及び情報発信の場として、まちづくりに積極的に活用し、将来に継承していくことが求められます。

③中心市街地の再生

「マチグワー（マチ小）」など伝統的な商業空間が集積し、「まちの顔」である中心市街地では、車社会の進展、市街地の土地価格の高止まり、道路等の基盤整備の遅れ、大型店舗や各種公共公益施設の郊外進出などが相まって、空き店舗が増加し、空洞化が進むとともに、夜間人口の減少により地域の繋がりが希薄になってきており、長い歴史に培われた伝統や文化の継承が困難になりつつあります。

そのため、魅力ある都市空間を創出し、歩いて暮らせる環境づくりやまちなか居住及び定住化の促進、タウンモビリティの充実などによる人にやさしい交通手段の確保、そして中心市街地における防災機能の改善などにより、中心市街地に活気を取り戻し、文化・産業を継承し、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

④様々なライフスタイルへの対応

人々の生活様式は、車社会の進展による都市生活の広域化や価値観の多様化等により変化しており、そのため、利便性の高いまちなか居住やゆとりある自然環境のもとで暮らす田園居住など、様々な住まいの要求に対応できる都市づくりを進めていく必要があります。

⑤国際交流・貢献拠点としての機能強化

本県は、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の推進にあたって、国際物流や人材交流などの主要な拠点としての役割が期待されています。本区域においては、人、物及び情報の結節機能の強化が必要であり、アジアをはじめ世界に開けた交流拠点都市の形成が求められていますが、将来の国際交流・貢献拠点及び物流の拠点として、那覇空港や那覇港の現在の機能は十分ではありません。

東アジアの中央に位置する本県の地理的な優位性を最大限発揮するためには、旅客ターミナルの拡充等の必要な整備、那覇港における国際コンテナターミナルや国内外貨物の物流拠点施設となる総合物流センター等の整備、質の高いクルーズ観光に対応する国際旅客ターミナルの整備、空港と港湾、空港・港湾と産業拠点とのアクセシビリティ強化のための道路等の整備が必要です。しかし、現在の市街化区域では土地需要に応えきれないことが、重要課題と考えられます。また、航空機整備（MRO）や、物流機能を活かした臨空・臨港型産業の集積が求められます。

さらに国際物流拠点形成に向けて、那覇港と那覇空港の近接性を活かしたシー・アンド・エアなどの多様な輸送経路の確保が必要であります。

アジア・太平洋地域で大規模災害が発生した際に、迅速に対応できる災害援助拠点の形成や東アジアに頻発する地震、津波、気候変動に伴って頻発・激甚化する台風等の自然災害に対する安全・安心なまちづくりに関する技術研究など、国際協力・貢献に向けた取組を進める必要があります。

⑥慢性的な交通渋滞の解消

本区域は、人口や都市機能の集中、軌道系交通や道路整備の遅れがあることから、交通渋滞が慢性化しており、交通移動における定時性が確保できない状況にあります。平成元年（1989年）と平成30年（2018年）を比較すると路線バスの輸送人員数が約62%減少する一方、自動車保有台数が約1.9倍に増加しています。また、平成21年（2009年）と比較して、平成30年（2018年）にはレンタカー事業者数が468社増加、許可車両数が20,456台増加となっています。

大規模商業施設や大型MICE施設等の立地が想定されることから、今後も開発に伴う自動車交通量が増加すると考えられます。

そのため、多核連携型の都市構造の推進や骨格道路網の重点整備、基幹バスシステムの構築、沖縄都市モノレールの輸送力増強や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を進めるとともに、公共交通の利用促進、時差出勤、モビリティマネジメントやICTを活用したシームレスな移動環境の検討など、持続的な公共交通サービスが提供できるような交通環境改善に向けた県民・観光客目線の総合的な施策が必要です。併せて、地球温暖化等の地球規模の課題に対応するため、温室効果ガスの排出削減に向けた必要な施策を展開することが重要です。

⑦駐留軍用地跡地の計画的利用・密集市街地の改善

本県の米軍施設・区域は、土地利用や交通体系に大きな影響を及ぼしてきました。

本区域では、平成27年（2015年）3月に西普天間住宅地区が返還され、今後、普天間飛行場や牧港補給地区及び那覇港湾施設等が返還予定となっています。特に、中南部都市圏のほぼ中央に位置し、約475.9haという広大な面積を有する普天間飛行場の跡地利用は、都市圏構造に大きな影響を与えるものと考えられます。

一方、既成市街地には、基地周辺に都市基盤が未整備のまま形成された密集市街地が多く存在し、道路幅員が狭く緊急車両の進入が困難、公園等のオープンスペースが少ない、採光・通風が不十分で居住環境が健全でないなど、様々な問題が発生しており、その改善に積極的に取り組む必要があります。

そのため、駐留軍用地の跡地利用に際しては、中南部の都市圏構造の再編を視野に入れるとともに、既成市街地の居住環境の改善や質的向上についても一体的に検討していくかなければなりません。また、少子高齢化の進展及び人口減少時代へ突入する現状、さらに現在進められている埋立事業等の新たな開発との土地需要バランスを見据え、段階的・計画的な都市整備を推進し、産業振興、国際交流・貢献拠点の形成を図る必要があります。

⑧効率的・効果的な公共投資（都市空間の質の向上）

効率的かつ効果的な公共投資の観点は不可欠であり、少子化による生産年齢人口の減少や経済の長期低迷等、今後も厳しい社会経済状況が予想されるなか、何を選択し、何に集中するかが極めて重要と考えられます。

本区域は、個性ある地域の形成とともに、とりわけ、既成市街地における身の回りの生活の質的向上や郊外部の自然環境の保全等、市街地内に点在する低・未利用地を有効活用したゆとりや潤いのある都市空間の創出が重要です。また、国際交流都市としてのさらなる機能強化が求められていることから、県土の均衡ある発展という視点も踏まえつつ、公共施設の長寿命化や人口動態や県民ニーズ等に対応した公共施設等のあり方を検討し、施設規模・配置・機能等の適正化など、既存の社会資本の蓄積を活用するほか、民間活力・官民連携（PPP/PFI）等による施設整備・管理を活用により、効率的・効果的な都市整備を進め、都市空間の質の向上に取り組む必要があります。

⑨災害に強い都市づくり（防災・減災）

本区域は、台風の常襲地であること、さらには東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する豪雨災害等の気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害の教訓を踏まえ、県民の生命・財産を守り、生活環境の安定確保を維持する必要があります。

そのためには、いかなる災害等の発生に対しても、以下a～dの基本目標をもとに、予防的対策を含む生活基盤（又は既存施設）の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の地域強靭化を推進する必要があります。

- a.人命の保護が最大限図されること
- b.地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- c.県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- d.迅速な復旧復興

また、地域・地区防災計画の検討・作成や地域の防災まちづくり活動支援やタイムラインの作成を支援する地域とのリスクコミュニケーション等を推進し、安全なまちづくりを進めていく必要があります。

ます。

特に、近年は社会福祉施設などが被災する例が多く、これらの施設を含め、避難誘導体制の構築や緊急時の輸送機能及び避難場所等の確保が求められています。

⑩福祉のまちづくり

少子高齢化が進行していることから、適切かつ確実な福祉サービスの提供や各種施設の整備を図ることが求められています。また、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが参加できる社会を支援し、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を支える環境づくりが必要とされていることから、それに対応して高齢者対応住宅等の整備や、公共施設及び公共空間などにおけるバリアフリー化の促進が望まれます。さらに、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、ユニバーサルデザインのまちづくり、歩いて暮らせる環境づくり、人にやさしい交通手段の確保などを進めていく必要があります。また、これらの取組により、障がい者、高齢者、療養者など多様な観光困難者の円滑な受け入れが可能となり、ユニバーサルツーリズムの促進へと繋がることも期待されます。

⑪豊かな自然環境の保全・良好な都市景観の形成

市街地の急速な拡大に伴い、自然環境が失われていった反省を踏まえた環境にやさしい都市の実現が求められており、環境負荷を最小限に抑えるよう常に配慮するとともに、新たな開発にあたっては、人と自然との調和についての配慮が望れます。

一方、人々に潤いと安らぎを与える良好な都市景観は、そこに暮らす人々に誇りと心の豊かさを与えるものであり、かつ、観光資源としての価値をも高めるものです。

しかし、都市には、まちなかの緑の不足、老朽化した建築物や斜面を被うコンクリートのり面等、景観を阻害する要素も多く見受けられることから、その改善を進めつつ、世界遺産をはじめとする歴史的景観、潤いを与える緑地景観、島の周囲を取り囲む海洋景観やにぎわいを感じる都市景観など、様々な場面における良好な景観形成に取り組む必要があります。

また、持続可能で魅力あるまちづくりを推進していくためには、社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境を有する多様な機能を活用するグリーンインフラの推進が求められるため、グリーンインフラとして緑地や農地を適切に整備・保全していくことが必要となります。

⑫循環型・低炭素社会の構築

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の仕組みは、廃棄物排出量の増大や多様化をもたらしており、とりわけ、環境容量が小さい島しょ県の本県においては、廃棄物処理問題への対応が急務です。

さらに、本区域は、人口や都市機能の集中、交通容量の不足、路線バスの利用率の低下などにより、交通渋滞が慢性化しており、持続的な公共交通サービスが提供できるような交通環境改善が必要です。また、今後、クリーンエネルギーの活用促進等による温室効果ガスの排出削減など、気候変動への対応も必要です。

豊かで美しい自然環境を次世代に受け継いでいくためにも、循環型・低炭素社会の構築に官民一体となって取り組む必要があります。

また、低炭素都市づくりを推進していくために、地域の特性を活かしたコンパクトな都市構造への転換、エネルギー多消費型都市活動の改善、都市と自然との共生に取り組む必要があると考えられます。

⑬情報技術（IT）社会の構築と学術研究機能の育成強化

島しょ地域がもたらす地理的に不利な条件を克服するには、情報関連基盤の充実が不可欠です。

そのため、情報通信基盤の高度化と情報通信関連産業の集積、県内立地企業の高度化・多様化をさらに推進するとともに、次代の沖縄を担う人材育成のための学術研究機能の強化を図る必要があります。

⑭自立型経済の構築に寄与する都市基盤整備

自立型経済構造を構築することは、本県の最重要課題であり、様々な産業振興に寄与する基盤整備の推進が求められています。

特に、観光立県を進める上では多様性と可能性を高めることが重要であり、青い空、紺碧の海や白い砂浜など恵まれた自然を活かした海洋性レクリエーション施設等の整備、世界遺産や関連遺産群周辺の整備及びそれらをつなぐ琉球歴史回廊の形成、平和学習拠点の形成、大型MICE施設の整備、都市における環境教育及び自然観察の拠点形成をはじめ、各拠点を円滑かつ効果的に連結する都市基盤整備が重要です。近年では、大型クルーズ船の寄港などにより増加している国内外からの観光客などへの対応も必要となっています。

また、地域の伝統や文化を育む伝統工芸等の産業を守り育てるための制度の活用なども必要です。

⑮東海岸地域の活性化・発展の推進

県土の均衡ある発展や持続可能な社会の構築に向けては、無秩序な開発が広がることで本来守るべき自然資源や歴史資源が失われることなく、自然環境の保全と開発のバランスを保つつつ、各地域の個性や特長を伸ばした力強い地域圏を形成することが重要です。

東海岸地域において、中南部から北部に伸びる新たな基軸となる、もう一つの経済の背骨を形成し、強固な社会経済基盤の構築を図る必要があることから、「東海岸サンライズベルト構想」を展開し、東海岸地域の活性化・発展を推進します。

さらに東海岸地域が有する歴史・文化資源と自然環境などを活かし、西海岸地域と異なる魅力や強みを發揮することが重要です。地域の固有資源と魅力を活かした持続可能な観光の推進や、良好な住環境の形成、歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用を展開する必要があります。

⑯市街化調整区域における開発需要への対応

本区域は、市街化区域を優先的に開発することにより、市街化調整区域においては、無秩序な市街地拡大の防止や自然環境の保全等について一定の効果が得られています。

一方、市街化調整区域の面積が多くを占める市町村については、区域区分による土地利用の制限から、地域活力の維持の課題が生じています。そのため、今後は市街化抑制の基本的な考え方のもと、保全と開発のバランスを保つつつ、全体的な計画を踏まえた市街化調整区域の柔軟な土地利用実現方策により、地域の独自性を尊重したまちづくりを推進する必要があります。

3. 都市づくりについて

1) 基本理念

都市は、長期間にわたり機能を維持し、持続可能な方法で成長・発展することにより、歴史的・文化的な価値が高まるものと考えられます。

本区域は、かつての琉球の歴史文化の中心であり、かつ多様な都市機能が集積していることから、歴史や文化、自然環境の保全・再生・適正利用に積極的に取り組むとともに、地理的・自然的特性を活かした産業の振興を図り、保全と開発のバランスを保つつつ、本県の中枢管理機能をはじめ国際交流及び国際協力・貢献機能、物流機能を強化した拠点を形成し、国際的規模の観光・保養地域にふさわしい高次の都市機能を備えた広域都市圏の形成を目指します。

そのため、市街地では、計画的な土地利用に基づき住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地を適正に配置し、円滑な交通網の形成を推進するとともに、高齢化、国際化、情報化等の進展への対応、優れた景観の保全・創出並びに身近な生活環境の改善、質的向上等、自然環境と調和のとれた総合的な整備を促進します。

さらに、郊外部においては、良好な自然環境、営農環境と調和を図りながら、地域コミュニティの活力維持、集落景観の保全など、魅力的な田園農住地域の形成を目指します。

また、本県独自の歴史、文化、自然等に育まれたおおらかな精神や相互扶助の習わし等、やさしく暖かい人間性を活かして、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れたすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会参加のできる「誰一人取り残すことなく、すべての人にやさしいまちづくり」を進めるとともに、より実効性の高い都市計画を展開するための住民参画による地域からのまちづくりを促進します。

2) 広域的な位置付け

中国や東南アジア諸地域との交易を通じて形成された琉球文化の中心である那覇市には、泡盛や紅型、焼き物などのものづくり空間とともに「マチグワー（マチ小）」と呼ばれる伝統的商業空間があり、地域の人々やアジア各地の人々が商取引を行うなど活況を呈し、国際的な商業都市として栄えていました。近年、商業の近代化が進むとともに、郊外型店舗の増加や車社会の進展等によって、まちなかの商業空間は空洞化が進んでいますが、「マチグワー（マチ小）」は、今なお根強い人気があります。それは、売る側と買う側のコミュニケーション等、近代的な商業施設ではみられない魅力が、利便性・効率性だけでなく、心の豊かさを求める今の時代に受け入れられたことによるものと考えられます。

さらに、生活に密着した「マチグワー（マチ小）」等、まちなかの商業空間の充実とともに、行政、教育、医療、福祉、娯楽等多様な都市機能の集積と職住の近接化を図り、個性的でコンパクト（日常の生活活動が身近な所で可能）な市街地の形成を進めて、それぞれの地域の拠点性を高め、各地域の拠点を結ぶ道路や公共交通などのネットワークを形成し、総体として緊密に連携する魅力的な「ウフマチ（大マチ）」をつくり上げていくことが重要です。

以上のことから、本区域における広域的位置付けを次のとおり設定します。

歴史交流都市圏・「ウフマチ」（連携し、大きく発展する街）

3) 基本方針

①地域の歴史・自然・文化を活かし、住民主体の都市圏づくり

a.伝統や文化を大切にする都市圏づくり

点として地域に存在する歴史資源や文化資源など、拠点の核となる歴史文化遺産及びその周辺環境とともに、伝統的な街並みなどの集落環境を整備します。また、そのような拠点や集落をつなげて「琉球歴史回廊」の形成を図るとともに、独自の歴史、文化や平和を願う心を次世代に伝え、国内外に発信する文化の薫りが高く、風格のある都市圏を構築します。

また、令和元年（2019年）10月に火災が発生した首里城については、県民の心の拠り所として、かけがえのない場所となっていることから、首里城の復元はもとより、首里城周辺の歴史まちづくりの推進や首里城に象徴される琉球の歴史・文化の復興に取り組みます。



b.自然環境や生活環境に配慮した循環型・低炭素型都市圏づくり

郊外部に広がる農地、鳥類等の生息地である干潟域、東海岸の骨格的な緑地など、豊かな自然環境を守るとともに、自然環境の再生、廃棄物の減量化と再資源化、クリーンエネルギー等の導入、コンパクトな都市構造の形成、省エネルギー建物への転換、交通騒音等の低減による生活環境の改善を図って、環境への負荷を回避、軽減する循環型・低炭素型都市づくりを進めます。そして、まちなかにおいても街路樹の充実や住宅の緑化を促進し、緑地、河川等の豊かな自然環境とともに様々な動植物にも触れ合うことができる、人々の憩いの空間がある安らぎの都市の形成を図ります。

さらに都市に広がる都市公園や緑地・広場、都市農地については、民間活力を最大限に活かした保全・活用を行い、緑豊かで魅力的なまちづくりを促進していきます。

c.地域主体の都市圏づくり

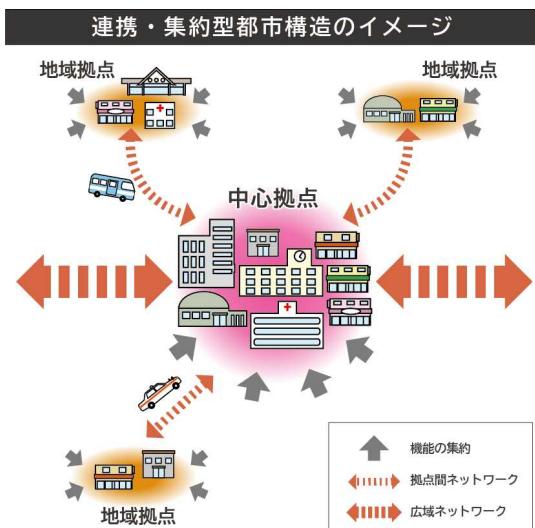
都市づくりへの積極的な住民参加を実現するため、行政は住民提案制度をはじめとした都市計画制度の普及・啓発に努めるとともに、地域住民が主体となった地域固有の資源を活かした個性豊かな都市づくりを積極的に支援します。特に、景観に関しては地域の歴史や文化、自然など独自性を活かすことが重要であることから、地域住民の参画、協働を促進します。

②重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市圏づくり

a.質の向上を図る都市圏づくり

無秩序な開発にならないよう、保全と開発のバランスを保ち、これまでに蓄積された社会资本を効率的に活用して、既成市街地の質の向上を図るなど、質の高い安全で快適な都市環境を保持した持続可能な都市圏の形成を目指します。

また、地域拠点と中心拠点を結ぶシームレスな公共交通ネットワークの充実により、効率的な連携・集約型都市構造を目指します。併せて、市街地再開発事業や中心市街地活性化関連事業、トランジットモールの導入などハード・ソフト双方の施策の展開により、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちなかの形成）等にぎわいのある中心市街地の再整備を推進し、その際、民間の技術力や資金等を効果的に活用し、民間主体、住民主体のまちづくりを支援していきます。



b.駐留軍用地跡地の活用による中南部の一体的な都市圏づくり

普天間飛行場をはじめとした駐留軍用地の返還跡地については、魅力的な生活環境の確保や新たな産業振興、骨格道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域の拠点を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築、緑化推進など魅力ある都市空間の形成に努めます。併せて、中南部都市圏の一体的な再編を視野に入れつつ、周辺地域の土地利用と調整を図り、環境への影響も配慮しながら都市機能の計画的な配置や都市施設の整備を進めるとともに、良好な自然環境の保全に努め、個性を持つ多様な都市拠点を形成していきます。

また、キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プラザ住宅地区）については、沖縄市側に位置する区域も含めた一体的な土地利用を図ります。

c.高度情報通信技術の活用と知的交流を促進する都市圏づくり

情報化の進展は、地球的な規模で時間と距離の制約をなくし、グローバルな情報資源へのアクセスを可能にしました。情報化は、島しょ地域である本県にとって大きな利点になり得ることから、今後はアジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として情報通信基盤を整備し、情報通信関連産業の集積を図ることで、国内外における学術研究の交流や産学官の交流、国際的な人材育成等を促進する都市基盤の整備を推進します。

③都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する安全・安心な都市圏づくり

a.多様な住まい方が実現する都市圏づくり

本区域では、都市の利便性、効率性を享受するまちなか居住や、豊見城市や西原町などにおける市街地郊外部の閑静な住宅地、糸満市や八重瀬町、中城村における豊かな自然環境をもつ農村地域で暮らす田園居住等、多様な住まいの空間を提供するとともに、地域を結ぶシームレスな交通体系の構築を図り、それぞれの交流が促進される都市圏づくりを推進します。

b.国内外に開かれた交流都市圏づくり

島しょ県である沖縄において、海上交通や航空交通等の広域交通施設は、国内外の玄関口として重要であり、今後、アジア・太平洋地域の交流拠点形成に向けて、那覇空港は、「アジア・ゲートウェイ構想」を推進する上からも、IT化によりストレスのない搭乗・到着手続きや空と陸のシームレスな交通体系の構築を図ります。さらに那覇港は、沖縄の地理的な優位性を活かし、アジアと日本を結ぶ中継拠点（サブハブ）としての機能強化や総合物流センター整備・拡充、質の高いクルーズ観光に対応する国際旅客ターミナルの整備など、物流拠点・国際交流の形成に必要な港湾機能の強化に努めます。

そして、これらの広域交通と連結する幹線道路や沖縄都市モノレールの充実、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域の拠点を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築等により、マルチモーダル施策を推進し活力のある都市圏の形成を目指します。

c.それぞれの産業が連携した都市圏づくり

自立型経済の構築に向けて、琉球の歴史文化を体験できる観光業、那覇空港・那覇港に隣接する特性を活かした臨空・臨港型産業の集積、都市近郊型農業の促進や国内外からの情報通信関連産業の集積促進などを展開するとともに、産業活動を支える道路、空港、港湾等都市基盤整備を推進し、産業間の連携を深めて相乗効果による産業活動の展開を図ります。併せて、那覇港・那覇空港の近接性を活かしたシー・アンド・エアなどの多様な輸送経路の確保を図ります。

また、本地域においては、那覇空港の第2滑走路の供用開始や西海岸道路をはじめとする主要道路の整備を背景に、産業用地の需要が高まっていることから、市街化区域において一定規模の産業用地の確保が困難な場合は、市街化調整区域においても保全と開発のバランスを保ちながら、産業振興・観光振興に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していきます。

d.魅力あふれる都市圏づくり

観光振興に関しては、自然、歴史、文化等のソフトパワー、スポーツツーリズム、ヘルツツーリズム、MICE の推進など沖縄の多様で魅力ある資源を活かした世界に誇れる沖縄観光ブランドの形成を図ります。

浦添市から糸満市にかけての西海岸地域は、那覇空港や那覇港等の施設と連携したショッピング施設や海洋性レクリエーション施設等が整備されたコースタル・リゾートの形成や富裕層などの獲得に必要な受入環境の整備を図ります。

また、沖縄コンベンションセンターを中心に、マリーナ、人工海浜、リゾートホテル等、コンベンション機能とレクリエーション機能が集積する宜野湾市の西海岸地域一帯は、隣接する北谷町西海岸との効果的な連携を図り快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指すとともに、コンベンション支援機能と都市型リゾート機能の維持及び他の MICE 施設等との連携強化を図ります。

さらに、観光拠点として整備が進む豊見城市の豊崎や瀬長島、与根については、効果的な連携を図るため、商業や業務等の集積を図り、観光拠点として整備を推進します。

東海岸地域においては、大型 MICE 施設整備をはじめ、海洋レジャー施設等の整備による海洋性レクリエーション機能の充実、さらに、マリーナ、リゾートホテル、ショッピング施設などの集積を図り、観光拠点として整備を促進します。

e.強さとしなやかさを持った安全・安心な都市圏づくり

本区域は、台風の常襲地であり、さらに今後大規模な地震が発生することも懸念されていることか

ら、様々な自然災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに生活及び国民経済を守ることが求められます。そのため、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靭化を推進していきます。

4) 将来都市構造

本区域は現在、那覇市を中心とし、糸満市から豊見城市、浦添市を経由し、宜野湾市までの西海岸の国道 58 号沿いとそれを補完する国道 330 号沿いに、空港や港湾など広域交通拠点や高次の都市機能が集積し、また、国道 58 号沿いに隣接する中部都市圏の北谷町まで市街地が連たんするなど、軸状の都市圏構造を有しています。

中南部都市圏全体を見た場合、西海岸地域においては、魅力と個性、国際性を備えた高度な都市機能を有するまちづくりや世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート等を形成し、東海岸地域においては、良好な住環境の形成、歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用を図るとともに、賑わいの連鎖と魅力ある地域づくりを通じた活性化を目指します。南部地域においては、那覇空港からのアクセス向上に伴う発展と成長可能性を踏まえ、新たな物流拠点や観光拠点の形成、商業機能の集積を図るとともに、戦跡として唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園を中心に、世界の恒久平和の構築に寄与する平和発信地域を形成します。そして、各地域が役割分担をし、自然資源や歴史資源等の保全を図り、観光振興や産業振興等に資する土地利用を広域的かつ計画的に展開していくことが重要といえます。

さらに今後の中南部都市圏においては、嘉手納基地より南の駐留軍用地の大規模返還を機に、那覇市と沖縄市を中心とした長大な都市圏軸が形成されていくと予想されます。

そのため、この軸状に集積する現在の社会資本の蓄積を有効活用し、広域交通拠点の拡張整備を推進するとともに、普天間飛行場をはじめとした駐留軍用地の返還跡地に新たな都市機能を配置するなど都市機能の偏在を是正しつつ、軸状都市圏構造のさらなる強化を図り、中南部都市圏の一体性を高めていくことが重要と考えられます。また、優良農地が広がる糸満市、八重瀬町、南風原町は、農林業と調和する田園空間を保全し、与那原町、西原町、中城村及び北中城村は、大型 MICE 施設及びそれに関連する機能を配置するとともに豊かな骨格の緑を保全しつつ観光資源としての活用を目指した自然環境と共生する空間の形成を促進するものとします。

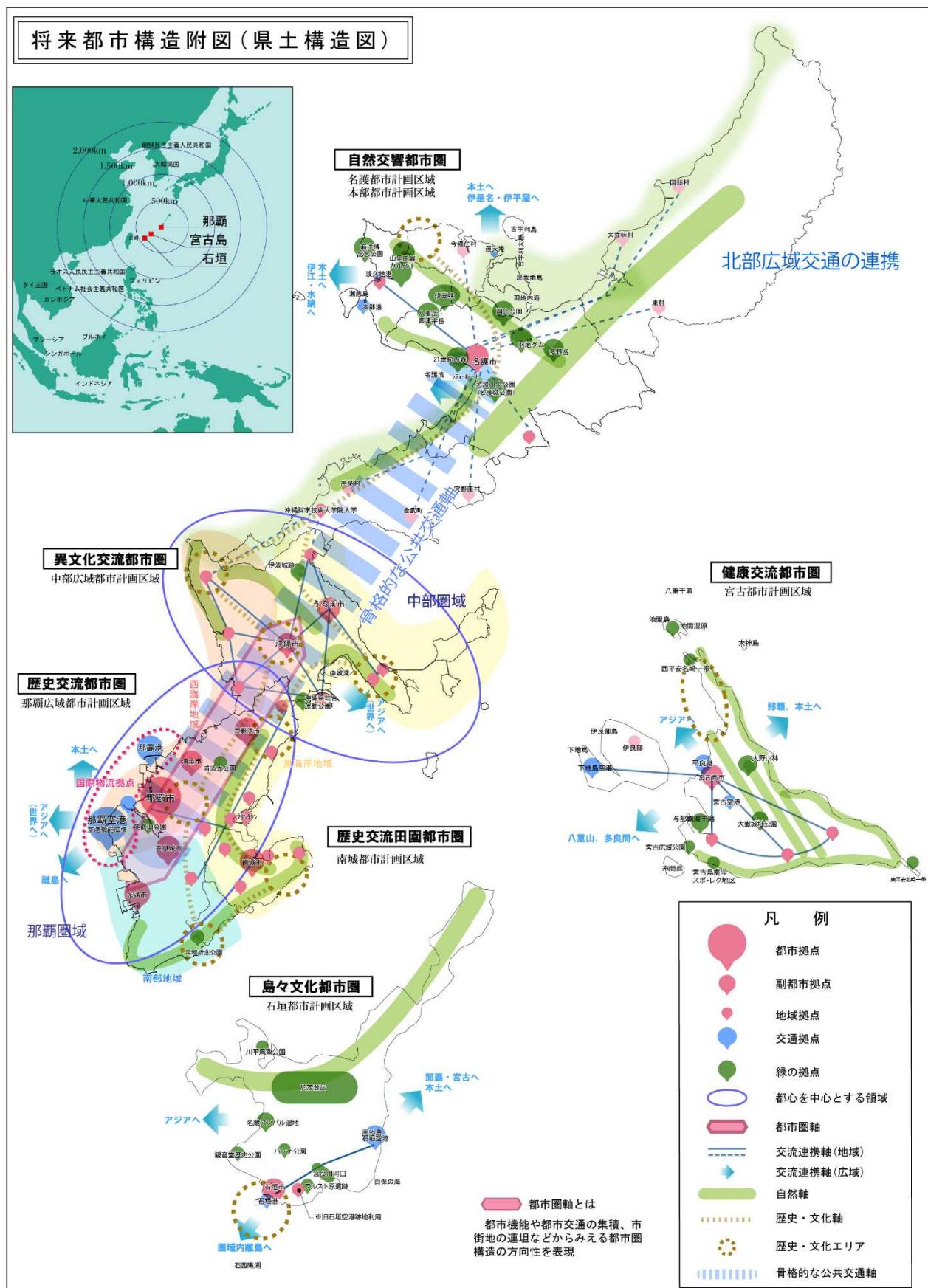
一方、都市圏内の市町村は、歴史や文化を見つめ直し、独自性の発掘と守るべきものの積極的な保全に努めて、それぞれが個性的で魅力的な空間を創出するとともに、市街地レベルにおいても地域に固有の資源を活かしたまちづくりに積極的に取り組み、歴史を感じ、文化が薫るまちの創出に努めます。

また、沖縄自動車道、那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路、国道 58 号、国道 329 号を基軸に、南部東道路、那覇インターラクス道路、宜野湾横断道路、沖縄自動車道への追加インターチェンジ新設等により、ハシゴ道路ネットワークの構築を推進します。

さらに、沖縄都市モノレールの充実及び基幹バスシステムの構築や、鉄軌道を含む新たな公共交通システム等の導入により、各拠点間の円滑な交流・連携と活発な都市活動を支える広域交通網を充実させていきます。

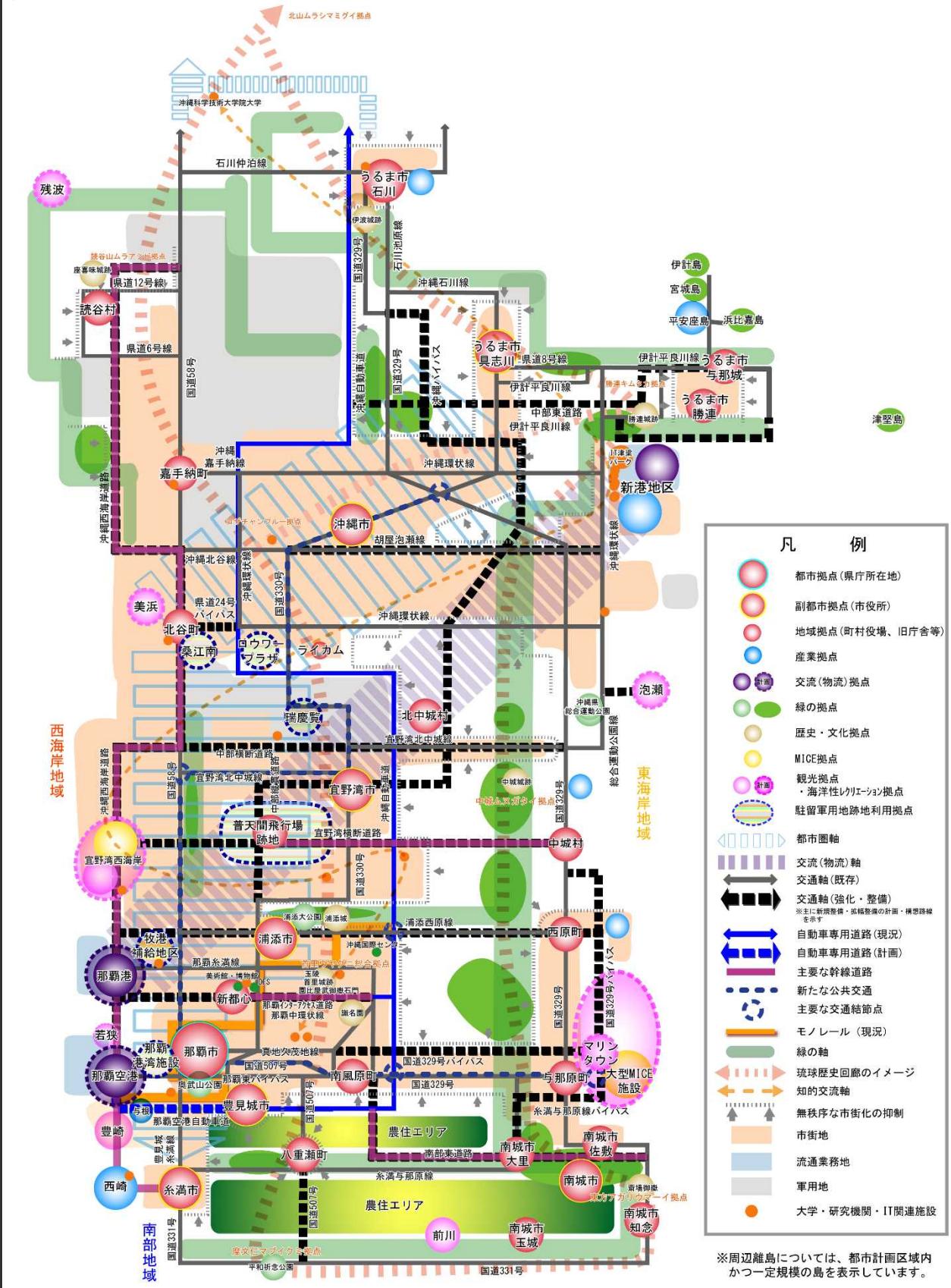
そして、都市圏軸と東海岸の交流連携軸を中心として、にぎわいのある商業地、活気あふれる工業地や閑静な住宅地、風格のある都市景観及び潤いをもたらす都市環境など多様性に富み、都市の品格を兼ね備えた魅力的な広域都市圏を創り上げることとします。

●将来都市構造附図（県土構造図）

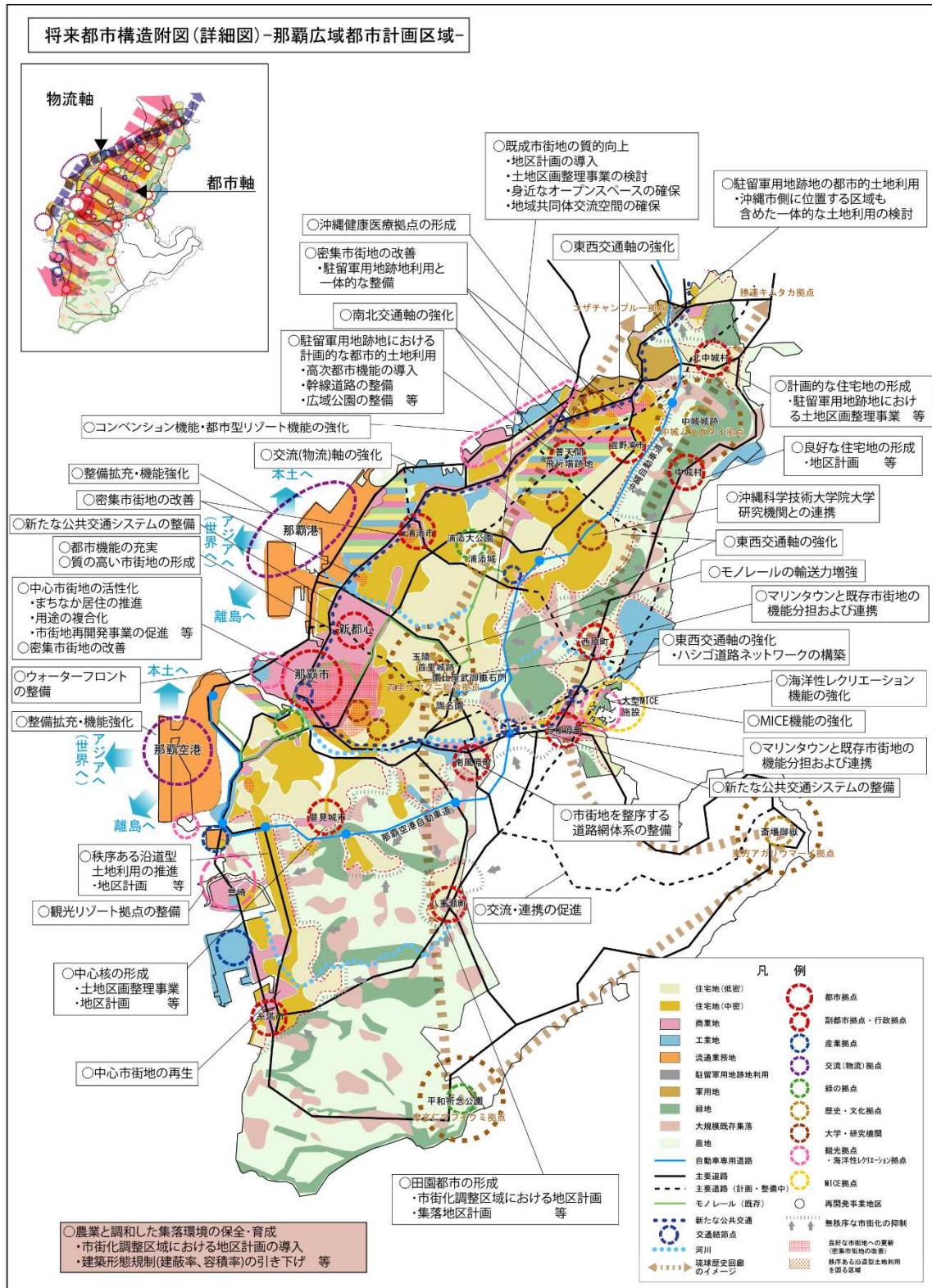


●将来都市構造附図（中南部都市圏）

将来都市構造附図(概念図)-中南部都市圏-



●将来都市構造附図（那覇広域都市計画区域）



III 区域区分の方針

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分を定めます。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、次のとおりです。

本区域では、市街地の計画的な誘導と農地、自然地等の保全を一体的に行うため、昭和 49 年（1974 年）に区域区分が指定され、土地利用の整序とともに公共施設等の効率的な整備が行われてきました。

人口や都市機能が県内で最も集積する本区域では、令和 12 年（2030 年）頃まで人口が増加すると予想されることから、都市の骨格的緑地など郊外の優れた自然環境を積極的に保全し、既成市街地の質的向上に取り組むとともに、地域特性を活かした適切な土地利用となるよう計画的なまちづくりを推進するため、本区域は区域区分を継続することとします。併せて、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画（広域連携による複数市町村での立地適正化計画の策定も含む）の必要性について検討します。さらに、市街化調整区域内における地域活力の維持や増加する開発需要の対応に向けては、地域の独自性を尊重し、全体計画を踏まえた柔軟な土地利用を推進していきます。

2. 市街化区域及び市街化調整区域における人口、産業の規模

（1）人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定します。（平成 27 年（2015 年）時点）

年次 区分	平成27年 (2015年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)
都市計画区域	796.1 千人	817.6 千人	819.7 千人
市街化区域	708.2 千人	729.3 千人	733.7 千人
市街化調整区域	87.9 千人	88.2 千人	86.1 千人

※市街化区域内人口は、保留された人口を含む。また、那覇市の市街化区域内人口には自衛隊基地内人口を含む。

※国勢調査をベースに推計。なお、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』では、沖縄県全体のピークとなる人口を 2030 年の約 147 万人と推計している。

（2）産業

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定します。

年次 区分	平成27年 (2015年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)
生規 産模	工業出荷額	3,390 億円	3,450 億円
	卸小売業販売額	18,293 億円	17,535 億円
就業構造	第一次産業	7.0 千人(2.1%)	6.0 千人(1.8%)
	第二次産業	45.4 千人(13.8%)	40.2 千人(12.2%)
	第三次産業	277.0 千人(84.1%)	282.7 千人(86.0%)
	計	329.4 千人(100%)	328.9 千人(100%)

※沖縄県の工業、沖縄県の商業の実績値をベースに推計

3. 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口や産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案して、令和7年（2025年）時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定します。

年次	令和7年（2025年）
市街化区域面積	おおむね9,719 ha

※市街化区域面積は、令和7年（2025年）における人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

(参考)

市町村名	市街化区域面積
那覇市	約 3,251 ha
宜野湾市	約 1,402 ha
浦添市	約 1,522 ha
糸満市	約 811 ha
豊見城市	約 810 ha
北中城村	約 263 ha
中城村	約 126 ha
西原町	約 638 ha
与那原町	約 281 ha
南風原町	約 457 ha
八重瀬町（東風平地域）	約 158 ha
合 計	約 9,719 ha

※端数処理の関係上、内訳の和は必ずしも一致しない。
府内資料に基づき想定

IV 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

地域と自然と風土を受け継ぎ伝えるバランスのとれた土地利用

1) 主要用途の配置の方針

①住宅地

住宅地は、人々の日常生活の基本となるところであり、都市生活を享受できるよう配置して、都市基盤等の計画的な整備により快適な居住環境を形成する必要があります。

そのため、中心市街地やその周辺部に住宅地を配置してまちなか居住を推進するとともに、既成市街地には、居住環境を改善しつつ地域商業拠点としての機能を併せ持つ良好な住宅市街地の形成を図ります。その際、地域の状況を踏まえつつ、日常生活サービスが充足される中心市街地や生活拠点等に居住を誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。

さらに、既成市街地周縁部における住宅地も引き続きその維持に努めます。

②業務地

業務機能は、社会経済活動の中核であり、業務地はその核となる機能を有しています。

そのため、官公庁施設、銀行、商社等が集中しており、本県の業務機能の中核をなす国道58号沿道及び県庁周辺部、那覇市おもろまちにおいては、今後ともその機能の充実を図るものとします。

③商業地

商業地は、物品サービスの場であるとともに、住民をはじめ観光客等多くの人々が交流する「にぎわいの場」であり、いわゆる都市らしさを形づくる重要な機能を有しています。

そのため、本区域の商業機能の中心である国際通り、平和通り及び沖映通り一帯は、今後とも商業活動の中心地として、また、那覇市おもろまち、宜野湾市普天間一帯、浦添市屋富祖一帯、糸満市の既存商業地区、及びアワセゴルフ場地区跡地については、中心商業地に準ずる商業地として位置付け、機能維持に努めます。宜野湾市宇地泊一帯には、計画的に商業地を配置するものとします。浦添市牧港補給地区西側の商業地については、長期的な視点から那覇港浦添ふ頭地区との一体的な利用を想定した土地利用を促進します。てだこ浦西駅周辺については、沖縄自動車道、県道浦添西原線、沖縄都市モノレールが結節する立地特性を活かしたまちづくりを進めています。

また、駐留軍用地跡地を含め計画的な土地利用による新たな商業地の形成については、広域的な都市構造を踏まえた上で適正に配置します。

その他、中心業務地及び中心商業地の周辺部並びに住宅地の中心部においても、近隣の日常購買需要をまかなう地域に密着した商業地を配置します。

④工業地

工業地は、都市における生産活動の場であり、就業機会の拡大など地域経済への発展に重要な役割を有しています。

そのため、既存の工場の集積度の高い浦添市勢理客及び牧港発電所一帯、南風原町本部印刷団地一帯並びに宜野湾市大山地区は、環境の保全に努めながら、今後とも工業地として工業生産の維持増進を図るものとします。

また、西原町小那覇の臨海部の石油関連施設、糸満市西崎の工業地及び豊見城市豊崎の工業地は、公害の防止に留意しつつ、今後とも機能を維持していきます。

さらに、工場適地である中城村泊伊舎堂地区は、新たな工業地として、火力発電所並びに関連企業等を配置するものとします。

なお、工場等、住環境への影響があると考えられる施設の立地の際には、緩衝緑地を設けるなど、周辺環境や景観との調和に努めます。

⑤流通業務地

生産と消費を結ぶ機能を有する流通業務地は、地域産業及び経済の流通活動において重要な役割を担っています。

そのため、本県の生鮮食料品の供給基地である沖縄県中央卸売市場をはじめ、流通関連施設が集積してきた那覇港新港ふ頭地区背後地は、那覇港の物流機能の強化に伴う流通業務地として、さらなる機能配置に努めます。

また、那覇港浦添ふ頭地区背後地の県卸商業団地及びその周辺は、卸売機能の集中立地に伴う物流機能の充実を図るものとします。豊見城市的西海岸及び糸満市真栄里についても、新たな流通業務地を含む産業用地の配置について検討します。

2) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

那覇市の中心商業地区背後周辺一帯、浦添市の国道58号背後の勢理客、宮城、屋富祖一帯等の既成市街地は高密度の住宅地として、那覇市の三原、長田、与儀一帯、宜野湾市の喜友名、志真志一帯、浦添市の内間から伊祖一帯、糸満市字糸満一帯等の既成市街地は中密度の住宅地として、その利用を図ります。

また、那覇市の首里一帯、宜野湾市の嘉数一帯、北中城村、西原町、南風原町、八重瀬町等の既成市街地は、低密度住宅地として居住環境の維持改善に努めます。

既存の商業地や業務地は高密度利用を促進するとともに、糸満市の西崎地区、豊見城市的豊崎地区、浦添市の牧港地区、西原町の小那覇地区、那覇市の港町地区等の工業地や流通業務地は低密度利用を維持するものとします。

一方、既成市街地内には、指定された容積率が十分活用されておらず、良好な市街地環境、都市景観の形成や通景の確保に影響を及ぼしている地区が多く存在することから、用途地域及びそれに伴う容積率等の見直しを行うとともに、街並み誘導型地区計画等の地区計画の活用や高度地区、高度利用地区等の活用などの検討を行い、適正な密度構成に努めます。

3) 市街地における住宅建設の方針

住宅の安全性、耐久性、耐震性、快適性はもとより、ユニバーサルデザイン化、高齢者への配慮、省エネルギー対策等を備えた良質な住宅ストックの形成を促進します。

また、居住環境については、災害等に対する安全・安心を基本に、市街地空間のゆとり、良好な景観やコミュニティ、日常生活を支えるサービスへのアクセス等、良好な居住環境の形成を目指します。併せて、本区域の水資源は専ら北部のダムや河川に頼っていることから、水資源の有効利用を図るため、雨水利用施設の整備に努めます。

さらに、高齢者世帯、子育て世帯やファミリー世帯等の様々な世帯がそれぞれのライフステージやライフスタイル、世帯人数等に応じた住まいを確保できる環境づくりや、沖縄の風土や自然と調和した建築形態や集落景観を継承しながら、新しい技術や工法、資材等を活用し環境共生型住宅、省エネ住宅、スマートハウスなど環境負荷の少ない沖縄らしい住まいづくり・まちづくりを目指します。

4) 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

① 土地の高度利用に関する方針

那覇市の国道 58 号沿道及び県庁周辺部は商社等が集中し、建物の高層化が進んでおり、引き続き高度利用を促進するものとし、加えて那覇市おもろまちは広域的な業務・商業機能などの集積を図るため、土地の高度利用に努めます。

また、国際通り、平和通りや沖映通り周辺は、百貨店、専門店等が立地する中心的商業地でありながら、機能的な商業活動が行われていないことから、土地の高度利用に努めます。

さらに、沖縄都市モノレール駅周辺や新たな公共交通の導入が検討されている沿道においても、公共交通の利便性を活かした土地利用を図るため、周辺土地利用に配慮しつつ、土地の高度利用を促進します。

② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

商業地域である那覇港の新港ふ頭地区は、臨港地区が指定され倉庫業等の用途建物が立地していることから、流通業務地として土地利用の転換について検討します。

低層住宅地、工業地においては、土地利用の純化を推進するものとし、特別用途地区、地区計画等を活用して各地区にふさわしい土地利用を図ります。特に住宅地に農地が多く賦存するエリアについては、営農環境と住環境が調和した土地利用方策を検討します。

また、市街地に点在する工場等については、計画的に開発された地区への集約化を促進し、用途の純化を図ります。

中心市街地においては、まちなかのにぎわい創出に資するよう利便性を確保した用途の複合化を図って、まちなか居住を促進します。また、中心市街地の活性化を図る観点から必要であると認められる場合は、準工業地域において特別用途地区等の活用により大規模集客施設の立地規制を検討します。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

無秩序に開発され、居住環境の改善が必要な地区については、土地利用状況や建築形態の実態を把握し、適切な用途地域及び建築形態規制の指定を行うとともに、地区計画や特別用途地区等を活用します。また、良好な緑地を保全し、緑豊かで潤いのある住宅地の創出など、地域主体での居住環境の改善を促進します。

また、土地区画整理事業等の面的かつ計画的に整備された市街地については、今後ともゆとりと潤いのある居住環境を保全するため、地区計画や各種協定等の導入を促進し、安全で快適な市街地の形成を図ります。

さらに、戦後の基地建設に伴い自然発的に形成された密集市街地では、敷地が小規模で老朽家屋が密集し、公共施設が未整備であるため、特に防災上の改善が必要となります。このため、住民主体の防災まちづくりを推進する住民、NPO、専門家等が一体となった体制づくりを促進するとともに、道路、公園の重点整備と沿道不燃化の促進による防災環境軸の形成や、遊休地等を積極的に活用した防災性の向上、敷地の細分化防止策等を講じ、総合的な居住環境の改善に努めます。また、駐留軍用地の跡地利用計画と連携した整備に向けて検討を行います。

本区域内の該当地区は、以下のとおりです。

- ・那覇市：松尾、牧志、壺屋、樋川、松川、三原 等
- ・宜野湾市：普天間、大謝名、大山 等
- ・浦添市：城間、屋富祖、宮城、勢理客、内間 等

④市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内の緑地は、都市生活に安らぎや潤いを与える貴重な存在です。

そのため、末吉風致地区及び漫湖風致地区における風致の維持を推進するとともに、市街化区域内に残る斜面緑地等は積極的な保全に努めます。

なお、墓地の整備にあたっては、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ可能な限り集約化を図り、秩序ある土地利用を促進します。また、駐留軍用地跡地に残る良好な緑地については、保全・創出を図る各種制度等の指定を含め、風致の維持・創出に努めます。

5) 市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

さとうきびや野菜等が栽培され、農業投資が盛んに行われている本区域内の農地は、沖縄本島における特に優れた農地とされています。そのため、その多くが今後とも優良農地として農業上の土地利用が継続されるよう、集団性の確保や土地利用調整等による営農環境の保全に努めます。

また、市街地近郊の豊かな農住環境を維持していくため、担い手への農地の集積・集約化の促進などによる拡大を図りつつ、経営の効率化に向けた農業生産法人等の育成・強化に努めます。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地周辺部の斜面地で、宅地造成後もなお危険が予想される急傾斜地等については、森林のもつ土砂流出防止機能、水源涵養機能等の観点から、極力林地として保全を図ります。

さらに、気候変動に伴って近年頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける住宅等の新規立地の抑制、施設機能の移転についても促進していきます。

③自然環境形成の観点から必要な保全・再生・適正利用に関する方針

糸満市真栄里から摩文仁、八重瀬岳にわたる沖縄戦跡国定公園として指定された地域については、良好な自然環境の保全を図り、特に海岸線については、その保全とともに、必要に応じた再生や適正利用に努めます。また、その他の地域であっても、森林、河川等の良好な自然環境は積極的な保全と、必要に応じた再生や適正利用を図ります。

④秩序ある都市的土地区画整理事業の実現に関する方針

市街化調整区域における都市的土地区画整理事業にあたっては、沖縄県農業振興地域整備基本方針等と整合を図るとともに、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう地域の実状に応じた市街化調整区域における地区計画制度等の活用により既存集落の地域コミュニティを維持し、計画的かつ適正な土地利用に努めます。併せて、土地利用の動向等を踏まえて建築物の建蔽率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討し、良好な環境形成に努めます。

特に、郊外部における豊かな自然を活かした快適な居住環境の確保と活力ある地域づくりの推進、都市機能の享受を可能にする連携、交流の強化が求められており、既存集落内においては、自然環境と調和し、地域活力の維持に資する都市的土地区画整理事業の集約化を推進します。

また、市街化調整区域における産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発については、地区計画の活用等を実施し、要件緩和も検討しながら無秩序な開発とならないよう保全と開発のバランスを保ちつつ、全体的な計画を踏まえながら、柔軟かつ迅速な対応を進めます。

6) 駐留軍用地跡地等の土地利用に関する方針

広大な普天間飛行場など今後返還が予定されている駐留軍用地については、人口や産業が集積する中南部都市圏の枢要な位置に存していることから、その跡地利用は本区域に限らず、本県全体の振興に影響するものと考えられます。

そのため、跡地利用に際しては中南部都市圏における位置付けや周辺市街地との関係、既成市街地に及ぼす影響を考慮しつつ、土地区画整理事業等による計画的な面整備並びに地区計画等による良好な住環境の形成を図るとともに跡地利用を先導する中核的施設の導入や基幹道路の適正な配置、各基地跡地の特性を踏まえて分担配置などを総合的かつ計画的に推進します。

さらに、駐留軍用地跡地の再開発を契機として良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生などの観点から都市機能の再編・再整備を行い、活力と潤いのある連携した多核連携型都市圏の推進を図ります。

既に返還された西普天間住宅地区においては、沖縄健康医療拠点の核となる高度医療機能等を中心とし、居住機能、生活サービス機能の導入を図ります。

普天間飛行場の跡地利用については、約 475.9ha という大規模な土地利用転換がなされることから、中部縦貫道路、宜野湾横断道路等の骨格道路や大規模な広域公園の整備を進めます。また、土地利用に関しては沖縄の振興の拠点として高次都市機能の導入を図ります。

また、那覇港湾施設の跡地利用については、那覇空港、那覇港と隣接した特性を活かし、国際交流拠点の形成等複合的土地利用を目指します。

次に、牧港補給地区においては、人・海・文化を活かした国際的エンターテイメント都市として、地域資源や立地条件を活かした自然環境と経済発展の両立を目指します。また、都市的課題の解決に寄与し、都市構造の転換を促す貴重な種地としての役割を担う必要があることから、沖縄の発展に寄与する都市機能の導入を図ります。

また、ロウワープラザ地区やインダストリアル・コリドー地区等他の駐留軍用地跡地についても、地権者との合意形成を図りながら、各跡地利用における都市機能との連携・分担を重視した土地利用を図ります。駐留軍用地跡地に残る貴重な緑地等の自然環境については、各種制度を活用し、水・緑・生態系の保全・創出・回復を図ります。さらに、戦争により失われた各地域の文化財や美しい風景・景観の復元、水・緑・生態系の再生を図り、世界に誇れる沖縄らしい風景づくりや新たな風景の創出に取り組みます。

なお、駐留軍用地跡地については、跡地利用が確定し市街地整備が確実となった段階で土地利用に応じて市街化区域へ編入するとともに、市街化区域編入に先立って必要な都市施設の位置付けも併せて検討します。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

快適で安心して移動でき、交通手段の多様性を確保した交通施設

本県の社会・経済活動の中心で自動車交通が輻輳する本区域は、道路の絶対量の不足や未成熟な骨格的道路網、さらには既存道路の改善の遅れが慢性的な交通渋滞を誘発しており、県民生活及び産業活動に支障を来しています。その結果、公共輸送を担うバスの定時性・速達性の確保が困難となっています。

そのような都市交通の現状と都心部への人口の集中や産業の集積に伴う交通需要の増大に対応し、社会的・経済的諸活動を円滑、安全、快適かつ効率よく維持・推進していくとともに、低炭素型都市の実現に資する「環境・振興・安心の3つが調和・持続する都市圏交通の構築」を目指し、以下の基本方針に基づいて施策の展開を図ります。

①環境

- a.公共交通利用促進による環境改善
- b.道路交通円滑化による環境改善
- c.ICT（自動運転技術、ビックデータによる交通モニタリング、MaaSなど）による環境改善

②振興

- a.公共交通、道路交通のモビリティを高めることによる振興
- b.都市圏の拠点性の向上に資する交通システムの展開による振興
- c.観光交通の魅力を高めることによる振興

③安心

- a.公共交通の利便性を高めることで通院、買物、通学などの安全、安心の実現
- b.道路整備の推進による交通事故の削減

本区域では、中南部都市圏全体を視野に入れ、高次都市機能が集積する拠点都市、新たな活力を生み出す産業拠点や主要な観光拠点間での物及び人の流れを効率的に支援するため、骨格的道路の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築により、多様な交通手段の確保と適正な交通機関分担の実現に向けた総合的な交通施策を推進します。

さらに、道路交通施設の整備に際しては、沖縄の気候風土に配慮したユニバーサルデザインや透水性・低騒音舗装等による交通弱者や環境に配慮した優しい都市空間の形成及び無電柱化や道路緑化などによる都市景観の向上に努めます。また、多様な移動手段の確保、レクリエーション活動及び交通安全対策を推進するため、自転車道の整備を推進し、ポケットパークやペデストリアンデッキ等により快適で安心して歩ける歩行者空間を確保し道路空間全体の質的向上を図ります。

また、パーク・アンド・ライド、時差出勤等の交通需要マネジメント(TDM)施策の推進、ICT（自動運転技術、ビックデータによる交通モニタリングなど）を活用した多様な情報サービス等について総合的に推進していく、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入を契機に陸上公共交通の戦略的再編を図り、MaaS等のシステムも利活用したシームレスな総合交通体系の構築を目指します。

2) 整備水準の目標

おおむね 20 年後の主要幹線、幹線及び補助幹線道路の整備目標は $3.7\text{km}/\text{km}^2$ (平成 25 年 (2013 年) 度末現在 $3.2\text{km}/\text{km}^2$) とし、基本方針に基づく着実な整備を推進するとともに、ハード・ソフト施策の連携による交差点の渋滞緩和に努めます。

また、都市交通に関しては、公共交通利用率を 10% (平成 18 年 (2006 年) 現在、約 4.4%) まで増加させ、自動車利用率を 1 割削減 (平成 18 年 (2006 年) 現在、約 69%) することを目標とします。

3) 主要な施設の配置の方針

①道路

本区域における地域間交通は、那覇市を中心とした南北方向の交通が主流であり、今後の西海岸地域における物流、情報、都市型リゾート等の拠点形成や中城湾港の開発等による交通量増加とともに、さらなる人口の集中、産業の集積に伴う各市街地を中心とする地域内交通の増加が予想されます。

このような交通需要に適正に対応するため、都市の骨格となる都市圏軸上において、都心部の通過交通を排除する環状道路、都市圏を縦断する放射道路（2 環状 7 放射道路）、さらには、都市圏を縦断する南北道路、都市圏を横断して南北道路と連結する東西道路（ハシゴ道路ネットワーク）の整備を推進します。あわせて、海岸沿線の景観に優れた地域においては、ビューロードやビューポイントなど観光交通の魅力向上に努めます。

さらに、アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市を形成するために求められる重要物流道路の整備についても取り組み、戦略的な港湾整備と物流・人流の効率化を推進します。今後は、以下の方針に沿った道路整備を推進します。

a.高規格幹線道路

沖縄自動車道及び那覇空港自動車道は、沖縄本島の南部都市圏と北部都市圏を結ぶ高規格道路として機能しており、更なる機能強化を図る上からも今後とも那覇空港自動車道の整備を促進し、各都市圏の連携強化に努めます。

さらに、沖縄自動車道と東西交通軸を結節するインターチェンジの整備を推進し、一般道路から高速道路への転換を促進することにより、国道 58 号等に集中する南北方向の交通の分散を図ります。

併せて、沖縄自動車道と沖縄都市モノレールとの効果的な結節点を整備します。

b.主要な幹線道路

沖縄本島の南北軸を結ぶ国道 58 号、国道 329 号及び国道 330 号に加え、沖縄西海岸道路及び国道 329 号バイパスの整備を推進するとともに、那覇インターラクス道路、南部東道路等の整備を推進し、骨格道路網の機能強化を図ります。

また、宜野湾北中城線、宜野湾横断道路、浦添西原線については、放射道路を連結する横軸の道路として、国道 507 号、真地久茂地線については、放射道路として整備を推進します。

なお、那覇糸満線、国道 329 号は、那覇都心部の周囲に環状道路を形成し、都市部の通過交通を分散する機能を担います。

c.その他の幹線道路

豊見城糸満線（旧国道 331 号）、南風原中央線、豊見城中央線、糸満与那原線、那覇北中城線等の幹線道路整備を推進し、都市内交通の円滑化を図ります。

d.補助幹線道路

那覇市に流入する交通の円滑化が重要であることから、中心市街地や周辺部、隣接する市町村において補助幹線道路の重点整備を促進します。

e.生活道路

道路網を整序しつつ利便性を高めるため、生活道路は、区域内で発生又は集中する交通を円滑に集散し、さらに通過交通を誘発しないよう配置します。併せて、狭い通学路や歩道のない生活道路等において、十分な歩行空間が確保されていない危険な状況もあることから、誰もが安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりを推進します。

②公共交通機関

本区域内の集中的な交通需要に対処し、交通混雑を緩和するため、バスレーンの延長・拡充などによる基幹バスシステムの構築や地域を結ぶシームレスな交通体系の構築を図ります。さらに、沖縄都市モノレールとバスとの連携をはじめ、タクシー乗降場、一般車乗降場、駐輪場等を備えた駅周辺の交通広場や駅へのアクセス道路の整備、パーク・アンド・ライドシステムの構築など、他の交通機関とのスムーズな乗り継ぎを可能とするような結節機能を充実させるとともに、ICカードの普及・促進やICT（情報通信技術）により交通手段をシームレスにつなぐMaaS等により、公共交通の利便性の向上を図り交通手段を自動車から公共交通機関への転換を促進します。

さらに、（仮称）幸地 IC の新設整備を行い、沖縄都市モノレールと高速バスとの連携による中北部への移動時間の短縮や那覇都市圏内の渋滞緩和を図ります。併せて、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、市町村のまちづくりや広域的な都市計画と連携を図るとともに、駐留軍用地の跡地利用を見据えた県土構造の再編も視野に入れた取組を進めます。

③駐車場

交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するとともに、本区域の商業、業務の中心地における駐車需要に対処するため、駐車施設整備基本計画策定を促進し、フリンジパーキングや公共駐車場の適正な配置と案内・誘導システムを構築します。

また、地域ごとに附置義務の内容を柔軟に定めることのできる枠組みの確立を図り、集約駐車場や荷さばき駐車場等としての活用を推進します。

④ターミナル

都市拠点における様々な交流の中心となる地域や新たな公共交通システム、各種バス交通網、自動車交通など多様な交通が連結する地域においては、公共交通の乗継やパーク・アンド・ライド等の機能を確保した地域を結ぶシームレスな交通体系に寄与する交通結節点の整備を推進します。

⑤空港・港湾

那覇空港は、「アジア・ゲートウェイ構想」の推進にあたって、IT化によりストレスのない搭乗・到着手続きや空と陸のシームレスな交通体系の構築、航空機整備基地、国際物流ハブ機能強化について必要な整備を図ります。

那覇港は、沖縄の地理的条件に起因する輸送コストの低減のため、アジアと日本を結ぶ中継拠点（サブハブ）としての機能強化や総合物流センターの整備・拡充及び那覇港・那覇空港の近接性を活かしたシー・アンド・エアーなどの多様な輸送経路の確保を図るとともに、効率的なターミナル運営を目指します。

併せて、質の高いクルーズ観光に対応する国際旅客ターミナルの整備やコスタルリゾート地区の展開等、国際交流拠点にふさわしい施設整備を推進するとともに、那覇空港等周辺地域と結ぶ幹線道路や臨港道路を整備するなど臨空・臨港型産業の集積促進を図ります。

⑥その他交通施策

交通の円滑化、安全性の確保及び生活環境の保全を図るため、高度道路情報化、自動車から沖縄都市モノレールや路線バスへの乗換えを促すパーク・アンド・ライド、時差出勤、モビリティ・マネジメント施策等の交通需要マネジメント（TDM）を推進するとともに、IoT、人口知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術を活用し道路利用の効率化を図り、歩行者や自転車、公共交通等の多様なニーズに対応した道路空間の再配分を検討します。

併せて、SDGs や Society5.0 社会への対応を踏まえ、沖縄の地域の事情に応じた沖縄型スマートシティの形成を念頭においていた地域と交通のあり方の検討を進めます。

さらに、トランジット・モールの活用など歩行者空間のあり方についても検討し、総合的な視点から交通体系の整備を推進します。

4) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種 別	名 称
道 路	<p>【高規格幹線道路】 那覇空港自動車道（小禄道路）</p> <p>【主要な幹線道路】 沖縄西海岸道路（国道58号（那覇北道路、浦添北道路、宜野湾地区）） 国道329号バイパス（南風原バイパス、与那原バイパス、西原バイパス） 南風原知念線（南部東道路）、那覇インターアクセス道路、上之屋道路 浦添西原線、宜野湾北中城線、国道507号（八重瀬道路）、真地久茂地線</p> <p>【その他の幹線道路等】 豊見城糸満線、宜野湾南風原線（黄金森公園線）、東風平豊見城線 奥武山米須線、糸満与那原線、那覇北中城線、幸地インター線 豊見城中央線、南風原中央線、ひめゆり三原線、真和志中央線 真地泉崎線、那覇宜野湾線、城間前田線</p> <p>【駐留軍用地跡地内の構想道路】 中部縦貫道路（仮称）、宜野湾横断道路（仮称）</p>
公共交通機関	沖縄都市モノレールの輸送力増強、基幹バスシステムの拡充
ターミナル	交通結節点（モノレール・基幹バスシステム関連）
空港・港湾	<p>那覇空港</p> <p>那覇港（新港ふ頭地区、泊ふ頭地区、浦添ふ頭地区） 臨港道路（浦添線・若狭港町線）</p>

（2）下水道及び河川に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

①下水道

本区域内においては、下水道の普及により、河川、海域等の水質は改善されつつあるものの、依然として環境基準に達していない水域があるため、今後とも下水道の整備を推進します。

また、高度処理された下水道処理水を雑用水として再利用する等、循環型社会の形成に資する事業を推進します。

さらに、下水道施設、集落排水施設の新規整備に関しては、ライフサイクルコストの縮減を念頭に最適な規模と適正配置等に努めます。

②河川

流域における市街化の進展等に伴う流出量の増大、保水能力の低下など河川に係る諸条件の悪化や気候変動に伴い、大雨の頻度が増加することで水害の増加が懸念されています。

河川の上流から下流にいたる流域市町村の広域的・総合的な河川対策を促進して、水害対策を行います。

併せて、河川整備にあたっては、地域住民の意見を反映した親水性のある多自然川づくりに努めます。

2) 整備水準の目標

①下水道

おおむね 20 年後の公共下水道の整備目標は、次のとおりです。

目標年次	平成27年（2015年） (現況)	令和17年（2035年） (目標)
処理対象人口（千人）	674	763
普及率（%）	83	95

※処理対象人口とは利用可能人口を表す。

資料：府内資料

②河川

本区域内の二級河川（14 河川、整備に必要な延長約 63km）について、積極的な整備を推進します。

年次	平成27年（2015年） (現況)	令和17年（2035年） (目標)
河川整備率（%）	69	72

資料：府内資料

3) 主要な施設の配置の方針

①下水道

中部第一流域下水道は那覇市、浦添市、豊見城市及び南風原町において、中部第二流域下水道は宜野湾市、浦添市、北中城村において、また、中城湾流域下水道は北中城村において、さらに中城湾南部流域下水道は西原町、与那原町、中城村において、今後も市街化の状況に対応して整備を推進します。

併せて、糸満市の単独公共下水道における処理施設と管渠の整備を促進するとともに、八重瀬町における公共下水道整備の検討を進めます。

②河川

流域開発が著しく、浸水被害が発生している安里川や国場川等の河川流域では、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組み、重点整備を進めるとともに、多自然川づくりを積極的に推進し、地域に親しまれる河川環境の保全に努めます。

また、水害を最小限に止めるため、河川情報システム未整備の二級河川の流域内において、整備の検討を進めます。

4) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種 別	名 称
下水道	宜野湾浄化センターの施設整備
	ポンプ場及び管渠の改築
河 川	安里川、国場川、安謝川、小波津川、報得川

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、その向上を図るため、本区域の人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ってそれぞれの施設整備を進めるものとします。

特に、廃棄物処理施設については、廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進やダイオキシン類削減対策を推進するとともに処理の広域化に努め、また、立地に際しては、住民の合意形成や周辺環境との調和に配慮することとします。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

便利で安全で快適な、地域コミュニティが息づく市街地

本区域には、人口・産業の急激な集中と道路・公園等都市基盤整備の遅れにより多くの不良な街区が存在します。そのため、地域の緊急度に応じて市街地開発事業や住宅地区改良事業等の導入を進め、都市基盤の整備と都市機能の更新を図るとともに、無電柱化等により良好な景観形成に努めます。

なお、市街地の整備にあたっては、地域共同体の維持と醸成を重視し、地域の特色がいかされるよう努め、以下のとおり方針を設定します。

- ① 今後は無秩序な市街化拡大の抑制を基本とし、ハード面とソフト面の連携による中心市街地の再整備をはじめ過密化が進んだ既成市街地の整備を推進し、交通混雑や環境問題等の様々な都市問題についての対応を優先します。その際、既存の社会資本の蓄積を有効に活用するとともに、まちなか居住の推進とコンパクトな都市の形成、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちなかの形成）を目指し、併せて既成市街地内の低・未利用地は、必要に応じ防災拠点や公園・緑地としての活用を図り、居住環境の向上を図るものとします。
- ② 既成市街地内の農地及び遊休農地については、土地区画整理事業の導入、公的機関による住宅建設等、土地の有効利用を促進するとともに、市街化が進行している地域においては、生活環境の向上に資する質の高い宅地供給を促進します。市街地の拡大が進む那覇市周辺地域については、地域商業拠点としての機能を併せ持つ良好な住宅市街地の形成を促進します。併せて、健全な市街地の形成に資するよう、民間開発の適切な誘導に努めます。
- ③ 駐留軍用地の跡地利用については、地権者等の意向もふまえ土地利用の需要・供給のバランスに配慮した段階的な開発に努め、新市街地開発抑制方針の例外として整備を促進します。また、既成市街地の環境改善と一体的な駐留軍用地の跡地利用についても検討することとします。

2) 市街地整備の目標

おおむね 10年以内の主要事業を次のとおり想定します。

市町村名	事業名	地区名	面積(ha)	施行者	備考
那覇市	未定	那覇港湾施設	55.9	未定	返還予定 駐留軍用地
宜野湾市	地区画整理 事業	宇地泊第二	36.2	宜野湾市	施行中
		佐真下第二	16.8	"	"
		西普天間住宅地区	50.7	宜野湾市	"
		大山	49.0	未定	計画
	未定	インダストリアル・コリドー (キャンプ瑞慶覧)	25.0	未定	返還予定 駐留軍用地
		普天間飛行場	475.9	"	"
浦添市	地区画整理 事業	浦添南第一	82.4	浦添市	施行中
		浦添南第二	60.4	"	"
		てだこ浦西駅周辺	18.6	組合	"
		浦添前田駅周辺	2.0	浦添市	"
	未定	牧港補給地区	270	浦添市等	返還予定 駐留軍用地
糸満市	地区画整理 事業	糸満南	35.1	糸満市	施行中
		武富	16.9	組合	"
		真栄里	56.0	糸満市	計画
	市街地再開発 事業	糸満漁港中地区	0.5	組合	計画
豊見城市	地区画整理 事業	宜保	28.6	豊見城市	施行中
		中心市街地	1.8	"	"
		与根西部	21.7	組合	"
		与根シーサイド	17.9	個人	"
		県道東風平豊見城線沿道	20.4	組合	計画
		国道331号小禄BP沿道	5.7	"	構想
		名嘉地IC	15.3	"	"
北中城村	未定	ロウーブラザ住宅地区 (キャンプ瑞慶覧)	23.0 (北中城村7.0) 沖縄市16.0	未定	返還予定 駐留軍用地
中城村	地区画整理 事業	南上原	90.4	中城村	施行中
西原町	" " "	西原西	23.7	西原町	"
		徳佐田	10.6	未定	計画
		幸地	18.0	"	"
与那原町	" " "	与原	7.0	組合	"
南風原町	" " "	津嘉山北	71.4	南風原町	施行中
		照屋	12.1	組合	計画
八重瀬町	" " "	伊霸	42.5	八重瀬町	施行中
		屋宜原	28.3	"	"

4. 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

自然とうまんちゅの心の財産を継承する快適で健康的な都市環境

沖縄本島中南部に位置する本区域は、カルスト台地や丘陵・低地・河川、サンゴ礁の広がり、入江など変化に富んだ地形が特徴です。

また、県都那覇市を中心に琉球王国の歴史と文化を伝承する地域であると同時に、県人口の6割近くが居住する人口集中地域で、かつての戦禍や本土復帰以降の急速な市街化の進展によりまちなかに緑が少ない地域もあります。さらに、近年は、道路網の整備や公有水面埋立の進展によって残された市街地周辺の自然環境までその影響が及びつつあります。

そのため、本区域においては、圏域の特性を活かした琉球の歴史文化と都の風格を表すまちの創造、交流とふれあいを育む海辺の緑の充実・緑の丘の創出、中城湾を囲む緑の帯の再生、島尻の魅力を伝える緑の里野の回復を図り、将来の発展的な都市整備と潤いのある住み良いまちづくりを推進します。緑地の創造にあたっては、在来の植物を多用するよう配慮し、そこに生息する鳥類や昆虫類の生息環境の確保にも貢献するよう努めます。

また、ラムサール条約に登録された漫湖については、水鳥等が生育する良好な湿地環境を保全するとともに、都市における環境教育や自然観察の拠点地域としてその整備を図るものとします。

さらに、国営沖縄記念公園首里城地区の整備充実を図り、識名園、玉陵等の関連遺産群とその周辺地域の整備を促進するとともに、園比屋武御嶽を起点として玉城グスクに至る「東御廻い（アガリウマーリ）」の史跡や景勝地を経由する沖縄のみち自転車道を整備し、グスク群を結ぶ観光ルートの整備を促進します。また、首里城一帯は、沖縄の歴史的景観を残す重要な地区であり、「首里杜構想」の実現に向けて、歴史的まちづくりを推進します。

また、都市において健全な水循環を確保するためには、流域全体における貯留浸透・涵養機能の増進が重要であり、このため、市街地周辺部等における地下水涵養機能の保全や市街地における雨水貯留浸透機能の確保、雨水や下水処理水の再生水としての利用等を図ります。

併せて、普天間飛行場の返還跡地においては、自然・歴史特性を活かした緑豊かなまちづくりや持続可能な環境づくりを目指すとともに、交流文化による発展を目指す県土の中心として、平和希求のシンボル及び広域防災拠点機能を備えた大規模公園の創造を推進します。なお、公園の整備にあたっては自然の地形等に配慮しつつ、人にやさしい空間の創出に努めます。

また、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進していきます。さらに、墓地の集約化を図り、良好な自然地等への墓地の拡散を防ぐため、広域的な観点から墓園の整備について検討します。

2) 緑地の確保水準

①緑地の確保の目標水準

項目	平成27年（2015年） 現況値	令和17年（2035年） 目標値
市街地+周辺における緑地確保量	5,299.7 ha	5,960.5 ha
市街地+周辺の面積	14,137.1 ha	15,899.8 ha
市街地+周辺に対する割合	37.5 %	37.5 %

出典：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

※「+周辺」とは、那覇広域都市計画区域全域のうち、市街地を除く地域における都市公園や公共施設緑地等を対象としている。

※目標値において割合が 30%以上の場合は、現況以上とする。

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年 次	平成27年（2015年） (現況)	令和17年（2035年） (目標)
都市公園等の整備面積	555.6 ha	1,189.0 ha
都市計画区域人口1人当たりの 都市公園整備面積	6.9 m ² ／人	14.9 m ² ／人

平成 27 年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

令和 17 年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

3) 主要な緑地の配置の方針

①環境保全系統

自然共生の森の拠点として、末吉公園、浦添城跡公園、中城公園の緑地環境を維持し、中央部を中城の森までつなぐ回廊拠点を形成し、国場川流域に森の公園（高津嘉山・新川森等）を配置します。水面の拠点としてラムサール条約登録湿地の漫湖公園を活かし、名城海岸、瀬長島、シリン川の自然や、豊崎、那覇～浦添、西原の海岸を保全・整備します。

そして、これらをつなぐ中城湾岸斜面や島尻丘陵地帯、及び河川沿いの樹林地とサンゴ礁や干潟の環境を保全し、自然利用の公共施設緑地を加えて自然と共生するみどりの回廊の形成を図ります。

②レクリエーション系統

住民と県外利用者双方の多様な余暇のニーズに対応し、スポーツ・レクリエーション活動が可能で、探訪や交流・保養の魅力も備えた多彩な公園の充足を図ります。

広域の領域を 3 つに分けてそれぞれ 1 か所以上のレクリエーション拠点を形成します。

a.西部市街地：奥武山運動公園、カーミージー周辺地区

b.南部郊外：名城海岸（海・保養）

c.東部中城湾岸：西原海岸（海）

海岸部の既設公園は親水性の向上を図り、また埋立地には渚や干潟の海浜利用ができる緑地を配置し、内陸部には地域の探訪公園や市町村の中央公園を補う公園を配置します。さらに市町村の公園の充足を図り、海岸・河岸や公園周辺ではアプローチ道路に遊歩道の整備を加えてみどりのレクリエーションネットワークを形成します。

③防災系統

大震災時の広域防災公園として、10ha 以上の都市公園の供用を進めます。また、海岸部の既設公園及び埋立地に整備される公園に津波対策緑地帯の整備を進めるとともに、連続する市街地を分けている河川や幹線道路を防災緩衝帯とし、市民や来訪者の交流と文化を育むよう充実した整備を図り、地域内の緑地と結んで防災緑地網の形成を進めます。

④景観形成系統

改変が進み特徴を失いつつあるハンタ（断崖）の丘や石灰岩の斜面と中小河川、入江や湿地やサンゴ礁など地形の骨格上にあるみどりの保全を図ります。これらを見渡せる台地上部や海岸先端部の緑地を展望公園として整備を図ります。首里・浦添・中城等の城跡緑地や平和祈念公園等の台地端部の公園を維持し、豊見城城址等の展望地の文化観光施設の整備を図ります。

沖縄の景観の特徴であるサンゴ礁が残されている名城一帯、中城湾の一部の海岸線及び丘陵の間を流れる河川や市街地を囲む台地斜面を地域制緑地として保全し、護岸整備が行われた区間の緑化を進めて水面景観の回復を図ります。

4) 主要な緑地の確保目標

■公園緑地等の整備目標及び配置の方針

種別	配置方針	平成27年 (2015年)	令和17年 (2035年)
住区基幹公園	住民一人当たり 1 m ² 以上の街区公園、 2 m ² 以上の近隣公園の配置に努めます。	2.2 m ² /人	4.0 m ² /人
都市基幹公園	住民一人当たり 3 m ² 以上の総合公園、 1.5 m ² 以上の運動公園の配置に努めます。	3.0 m ² /人	5.1 m ² /人
広域公園	中城公園等の整備を推進します。	0.8 m ² /人	3.3 m ² /人
その他の公園緑地 (特殊公園、都市緑地等)	緑地回廊の形成に資する公園等の配置を検討します。	0.7 m ² /人	2.5 m ² /人
合 計		6.9 m ² /人	14.9 m ² /人

平成 27 年 (現況) :「沖縄県広域緑地計画 (2018)」

令和 17 年 (目標) :「沖縄県広域緑地計画 (2018)」

■風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

種別	配置方針	平成27年 (2015年)	令和17年 (2035年)
風致地区	末吉・漫湖の2地区の維持を図ります。	112.6 ha	112.6 ha
緑地保全地域 特別緑地保全地区	中城村から西原町、与那原町に至る東海岸の斜面緑地の保全を検討します。	0.0 ha	20.0 ha
その他の 地域制緑地	鳥獣保護区や国定公園、保安林については、指定の継続と維持管理の充実に努めます。	942.2 ha	942.2 ha
	市街地内緑地のなかで、地域において重要な部分については、地区計画等による確保を検討します。	0.0 ha	45.0 ha
	都市農業振興基本法に基づく保全農地を検討する。	0.0 ha	10.0 ha
合 計		1,054.8 ha	1,129.8 ha

※端数処理の関係上、内訳の和は必ずしも一致しない。

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

5) 重点的に整備又は保全すべき主要な緑地等

①おおむね10年以内に整備を行うべき主要な公園緑地等

首里城公園をはじめ、中城公園、平和祈念公園、浦添大公園及び西普天間住宅地区内の緑地の整備を図ります。

また、奥武山公園、新都心公園、末吉公園、識名公園等は、災害時の防災公園として維持、整備を図ります。

②おおむね10年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地域等

西原～中城斜面地、与那原～佐敷斜面地、島尻丘陵地の緑地などの圈域の骨格を形成する緑地及び市街地内緑地の保全を図るため、段階的に地域制緑地を導入します。

（2）都市景観形成に関する方針

1) 基本方針

活力とにぎわいのある都市景観と、歴史的、文化的に価値のある史跡空間、亜熱帯海洋性気候の貴重な自然景観、くさてい森、御嶽林等に囲まれた集落景観など、良好で多様な景観を有する本区域では、景観法や歴史まちづくり法の活用等により、そのような自然、歴史、文化等の景観要素を保全・活用するとともに、空港、港湾、道路、モノレール等の空間演出や環境と調和した景観形成、海岸線への眺望と稜線に配慮した建築形態等、景観形成施策を総合的・一体的に推進し、自然、歴史、伝統文化に育まれた沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎます。

また、市街地内外の緑地を積極的に保全・整備するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化、公共施設の緑化、街路植栽等による緑豊かで潤いのある都市空間の創出と都市景観の形成を促進します。併せて、無電柱化や、それぞれの地域にふさわしいタウンカラー、屋外広告物の規制誘導等の検討を進め、地区計画、景観地区等の活用により個性豊かで良好な地域景観の創出を図ります。

特に、首里城一帯、壺屋やちむん通り一帯、宜野湾海浜公園一帯、浦添城跡一帯、浦添西海岸など景観上優れた地区においては、歴史的街並みの保全や自然景観との調和を図ります。

5. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

住民の生命と財産を守り、安全な都市づくりを進めることは都市政策の基本であり、災害の未然防止とともに災害時の適切な対策、迅速な災害復旧などが欠かせないため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、それらを回避するための推進方針に基づいた施策を進める必要があります。

そのため、気候変動による影響への適応の考え方や災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえつつ、河川や海岸、急傾斜地等における防災対策の積極的な推進や災害リスクの高い地域においては、土地利用を適切に制限するなどの対策を検討します。

また、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災及び平成 28 年（2016 年）4 月の熊本地震の教訓を踏まえ、既成市街地における面的基盤整備や沿道不燃化を促進するとともに、道路・公園の整備等避難経路の多重性や避難場所の確保、緊急輸送道路における無電柱化、防災情報システムの強化・拡充、密集市街地における防災機能の改善、さらには、災害時の主要ネットワークの迂回路としてのリダンダンシー（多重性）の確保に努めます。

また、台風の常襲地域に位置する本県においては、河川改修による治水機能の向上、防災機能をもった遊水池の整備等を推進するとともに、地域社会の防災対応力の向上を図るため、自主防災組織の普及拡大、ハザードマップの作成、防災訓練・防災教育の実施など住民の防災意識の啓発や防災ボランティアの育成等を促進して、住民相互及び住民と行政間の連携により、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、災害に強くしなやかな都市づくりを進めます。

社会福祉施設など災害弱者が被災した際に、速やかに避難誘導ができるよう、避難誘導体制の構築や、緊急時の輸送機能及び避難場所等の確保を促進します。

2) 都市防災に関する施策の概要

①火災対策

火災を防止するため、または火災が発生した場合の被害拡大を防ぐため、河川、道路、その他の公共施設の維持管理を強化します。

また、避難経路、避難場所、公園、公共施設等の防災上重要な地区及び商業・業務施設等の集積を図る地区においては、防火地域や準防火地域を指定し、計画的に建築物の不燃化を図るとともに、道路、公園の整備や沿道不燃化を推進して防災環境軸の形成に努めます。

②地震・津波対策

本区域の既成市街地の多くは自然発的に形成されたことから、道路が狭くオープンスペースが少ないなど都市基盤の未整備の区域が多く、緊急車両が進入できないなどの問題も見られます。

そのため、都市内の主要な道路や公園等において災害時の避難、救援、消防活動の骨格となる防災ネットワークの整備を図るとともに、公共施設、公園等の施設整備にあたっては、防災拠点としてのオープンスペース確保、津波避難ビルの指定、建築物等の耐震化対策・不燃化・老朽建築物の建替、港湾における耐震強化岸壁の整備、上下水道等のライフラインの構造強化等の地域防災機能強化に努め、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に対して人的・物的被害の最小化に取り組みます。

また、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点整備の観点から、一団地の津

波防災拠点市街地形成施設の必要性や災害リスクの高い地域への立地抑制について検討を行います。

③浸水対策

本区域においては、台風や集中豪雨などの風水害対策とともに、流域における市街化の進展等に伴う流出量の増大などにより、低地帯を中心に浸水常襲区域があることから、今後も浸水対策が必要です。

したがって、水害を防止し、または風水害が発生した場合の被害拡大を防ぐため、河川、海岸、下水道、道路、その他の施設の整備及び維持管理を強化します。

さらに、緑地の保全、透水性舗装、浸透柵等の浸透施設の整備及び遊水池や防災調整池等の貯留施設を通して、水循環システムを改善することにより水害に強い都市づくりを進めています。

また、下水道による都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を促進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を促進します。

④土砂災害対策

土砂災害から住民の生命と財産を守るため、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策を推進します。

さらに、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの要配慮者利用施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地抑制などの対策を進めます。

また、土砂災害のおそれのある区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、一定の要件に合致する既存住宅の移転促進等を推進します。

⑤石油備蓄基地防災対策

災害時の安全性確保のため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び周辺市街地の耐震不燃化を促進します。

6. 福祉のまちづくりに関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本県には、亜熱帯・海洋性の豊かな自然環境や中国、東南アジア諸国の人々との長い交流を通して培われたやさしくおおらかな精神、人々が共に助け合っていく相互扶助の習わし等、高齢者や障がい者をはじめ、誰にでもやさしい、温かい風土があります。

このすばらしい風土の中で、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設整備・改善を進めるとともに、高齢者や障がい者をはじめ誰もが歩いて暮らせる環境づくりを推進します。

2) 福祉のまちづくりに関する施策の概要

①ゆとりある公共空間

ユニバーサルデザインの理念に基づく地域形成に向け、社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設等、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設において、バリアフリー化の一層の促進を図ります。

また、道路等においては、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進するなど、歩行者空間及び公共交通施設等の公共空間におけるバリアフリー化を図ります。

②人にやさしい交通手段

コミュニティバスや福祉交通などの交通手段の導入を図り、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが公共交通機関を利用できる移動の円滑化を促進します。

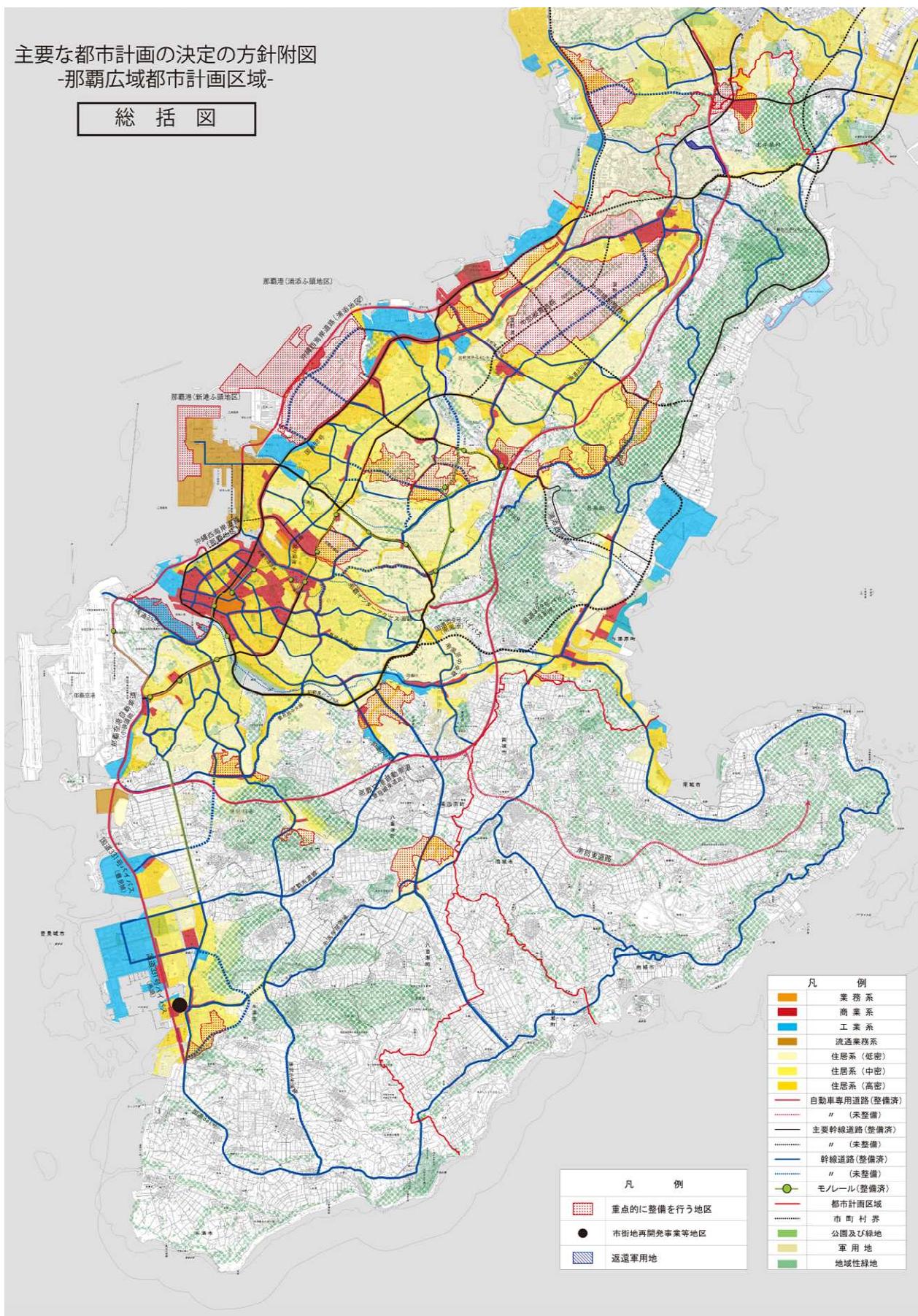
また、歩いて暮らせる環境づくりとして、身近な場所で充実した活動ができる生活環境や、歩行空間での日陰の確保、緑化推進により、歩行環境の整った歩行者ネットワーク形成を促進します。

③社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を支える環境づくり

医療・福祉・子育て支援等の都市機能を都市の拠点や生活拠点に誘導すること等により、住民誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らしていけるまちづくりを促進します。

主要な都市計画の決定の方針附図
-那覇広域都市計画区域-

総 括 図



V 将来像の実現に向けて

将来像の実現に向けては、県、市町村、国などの行政や住民、企業、NPO、専門家など様々な主体が関係します。また、それぞれの強みや立場を活かしながら関わることで、将来像に近づいていくことが期待されます。この章では、前述した都市計画決定の方針等には位置づけされていない、各主体の役割や取組などの方向性を示しています。

【都市づくりの共通理念】 我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり

【都市づくりの共通目標】

地域の自然・歴史・文化を活かした個性豊かで活力のある都市

地域自らが考えてつくる、快適で潤いのある都市

都市機能の有機的な連携と交流による安全・安心な都市

将来像の実現に向けた取組み

●都市の質的向上

- * 自然・歴史・伝統・文化など地域の個性を重視
- * 交差点の改良等、既存の社会資本の蓄積を積極的に活用
- * 緑地、公園、広場などゆとりや潤いのある空間の整備
- * 生活道路の充実など身近な生活環境の改善
- * 良好的な都市景観の創出 など

●社会基盤の量的供給

- 【整備の観点】
- * 地域社会、経済の活性化
 - * 県土の均衡ある発展
 - * 代替性の確保 など

●中南部都市圏を構成する各地域の個性や特徴を活かした多核連携型都市圏の構築

●地域活力を持続するための柔軟な土地利用

●新たな技術活用や官民連携の推進

- * society5.0
- * スマートシティ
- * スマートアイランド などの実現に向けて

【新たな技術】

- * IoT
- * ビッグデータ
- * AI など

【官民連携の手法】

- * PPP
- * PFI など

●計画の進捗管理

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

●詳細計画の充実

市町村マスタープラン(必要に応じて、立地適正化計画)

市街地レベルの計画

地区レベルの計画(地区計画等)

●住民主体の都市づくり

住民
企業
NPO 等

●市町村相互の連携、県と市町村の連携強化



専門家 等

◎都市の質的向上と区域区分の必要性

都市は、住民の日常的な生活や活動の場であり、行政による公共施設の整備や民間の建築行為等により長期間にわたりその機能を維持し、持続可能な方法で成長・発展することによって、歴史的・文化的な価値とともに品格や風格が備わっていくものと考えられます。

一方、これまででは、人口の増加に対応した新市街地の形成を中心に都市づくりを進めてきたことから、既成市街地においては、人口減少地区がみられるなど、地域共同体の維持が難しく、地域の伝統や文化の継承が困難な状況にあります。

したがって、今後の都市づくりは、既存ストックを活用した市街地形成を考えていく必要があります。つまり、新市街地の形成から既成市街地における身の回りの生活空間の質的向上に視点を移す必要があり、そのためには、道路や公園、公共公益施設等の生活に密着した社会資本の蓄積を有効活用し、これらと連携した公共交通ネットワークを構築し、また緑の充実によるゆとりや潤いの空間やポケットパーク等の整備による憩いの空間の創出、自然環境資源の魅力向上などへの重点投資が特に重要です。

本区域は、人口や産業が集積し、今後も伸びていくことが予想されることから、区域区分を継続することにより、無秩序な開発にならないよう、保全と開発のバランスを保ち、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用して、既成市街地の質の向上を図るなど、質の高い安全で快適な都市環境を保持した持続可能な都市圏の形成を促進していくことが必要です。なお、市街化調整区域と併せて、市街化区域においても都市に残された貴重な緑の資源である森林や農地を保全し、それらと調和した都市の形成を図ります。

●詳細計画の充実

他方、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、一の市町村を越えた広域的な観点から都市計画のおおまかな方向性を示すものであることから、身の回りの生活空間の質的向上には詳細計画の充実が求められます。すなわち、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、市町村マスターplan）」において、住民に対し、市町村ごとの都市計画の方針を明確に示すとともに、住民にとってより身近でわかりやすい都市づくりを進めるため、市町村マスターplanで定める市町村の全体構想や地域ごとの地域別構想を市街地整備や地区計画などの詳細計画の積み重ねによって実現していくことが重要です。その他、必要に応じて立地適正化計画の策定を行い、都市計画と公共交通の一体化や、民間施設の立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、都市の活力の維持や、身近な生活利便性の向上などを実現していくことも考えられます。

都市の質を図る上で重要な都市環境についても同様に、「沖縄県広域緑地計画」を基本とする広域的な緑地等の整備方針に基づき、市町村ごとに「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を定め、みどりの保全や活用に関する施策を住民に身近なものとすることで、都市づくり全体への住民の関心を高めるとともに、参加を促すことにつながるものと考えられます。

さらに、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があります。市町村は、地域らしさを活かした「景観計画」の策定により、魅力ある街並みや自然景観等の地域特性に応じた景観形成を促進するとともに、風景づくりに貢献する人材の育成や風景づくりを支援する制度等の活用を推進することで、総合的な景観施策を展開することが重要です。

このような住民合意のもとに策定される詳細計画は、生活道路などの身近な生活環境の改善や良好

な住環境の形成、統一感のあるまちなみ景観の創出などを可能にするものであるとともに、その作成過程で市街地像を共有することが地域共同体の醸成にも役立つものと期待され、その地域共同体の存在は都市の質を図る一つの指標になるものとも考えられます。

今後は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市町村マスタープランの整合はもとより、地区計画などのより詳細な計画を整合させて、都市の質的向上を図るとともに、広域連携による一体的な都市づくりを進め、魅力的で良好な都市空間を実現させていくことが重要です。

●住民主体の都市づくりへ

個性的で魅力ある都市を実現するためには、都市づくりの情報を共有する場を積極的に設け、住民の都市づくりに対する意識を高めるとともに、地域主体の都市づくりを浸透させていく必要があります。すなわち、地域住民や都市計画の専門家、NPO 法人、民間企業、大学、ボランティアなど、行政とあらゆる主体が手を取り合う都市づくりの展開とともに、都市計画の提案制度等を活用し、地域で合意形成し、提案する地域提案型の持続可能な都市づくりへ転換を図ることが求められます。

行政は、都市計画に対する理解と協力を促す普及・啓発・支援と併せ、都市づくりの構想・計画策定の各段階をはじめ、あらゆる場面で住民説明会や公聴会の開催などにより、住民に積極的に情報を開示・提供し、説明責任を果たして都市づくりの意識を醸成していくと同時に、住民ワークショップやアンケートの実施など住民が常に都市づくりを身近に感じる環境を整えていく必要があります。

●市町村相互の連携、県と市町村の連携の強化

住民に一番近い行政である市町村は、効率的な都市運営や多様な住民の要求に的確に対応していくために、次世代に残すべき貴重な自然環境の保全再生・適正利用や公共施設等の設置・運営などで広域連携を視野に入れた取組を強化する必要があります。

また、県は、将来像に寄与するよりよい都市の実現のために、市町村の主体的な取組を尊重し、支援しつつ、広域的な課題に対応した都市づくりを「選択と集中」によって進める役割を担います。

このように、地域住民は地域の創意工夫の下で都市づくりに積極的に関わるとともに、行政は都市づくりの情報を積極的に発信してこれまでの行政主導の都市づくりから転換を図り、多様な主体による自主的な取組を支援し、協働する体制を確立することが重要と考えられます。

●新たな技術活用や官民連携の推進

近年、IoT、ビッグデータ、AI など新たな技術革新が進み、これらの技術を活用した Society5.0 の実現が期待されています。都市計画分野においては、行政が保有するインフラデータのオープン化や、これらのデータと ICT などを組み合わせ、都市の実態や課題などを効率的かつ正確に捉え、計画立案や進捗管理に活かすとともに、交通渋滞の解消など、住民や観光客の利便性向上などに寄与することが期待されます。

また、現在の社会経済状況下で限られた予算や資源を最大限活用することや、上記の ICT 活用をより積極的に推進する観点から、PPP/PFI など官民連携の導入も期待されています。

本県においては、Society5.0 の実現及びスマートシティやスマートアイランドの概念を踏まえ、AI、IoT、ビッグデータの活用や、PPP/PFI による民間活力の導入等により、深刻な交通渋滞の解決や、その他社会インフラの効率的な整備・管理・運営等を推進することが重要と考えられます。

●計画の進捗管理

都市計画区域マスタープランは、目標年次を基準年から 20 年後と設定し、主要な都市施設の整備等は概ね 10 年以内を目標としています。都市計画区域マスタープランの成果がどのようなものであったのか、その進捗を把握し、分かりやすく示すことは、都市計画法に基づく都市づくりを進めていく上で重要な視点です。新たな振興計画の実施計画に設定される成果指標をもとに、PDCA サイクルを運用するとともに、5 年毎に実施される都市計画基礎調査等を活用して都市計画区域マスタープランの達成状況を検証するなど、計画の適切な進捗管理が必要です。

◎地域活力を持続するための柔軟な土地利用

本区域の市街化調整区域においては、都市計画法第 34 条第 11 号及び第 12 号緩和区域等の既存集落や幹線道路沿線を中心に、開発動向が増加しております。しかし、市街化調整区域には、強い土地利用規制があることから、地域の活力を持続するための柔軟な土地利用を進めていく上で課題となっております。

そのため、市街化調整区域の土地利用については、市街化抑制の基本的な考え方のもと企業等の開発需要に対応するため、沖縄県独自の規制緩和や誘導策等を基に、市町村が地域の実情にあった取組を迅速かつスピード感をもって進めつつ、都市化に応じて市街化区域への編入にも取り組む必要があります。

◎中南部都市圏一体となった多核連携型都市圏の構築

中南部都市圏においては、教育・文化、レジャー・商業、医療・福祉、公共交通等の高次都市機能の集積、充実・強化により、アジアの主要都市に比肩する国際的にも特色ある高度な都市機能を有する都市圏の形成を図ることが期待されております。

そのため、大規模な駐留軍用地の跡地利用や鉄軌道等の導入といった将来構想も踏まえ、中南部都市圏の市町村や地域の個性や特徴を伸ばし、それぞれが相互に連携する多核連携型都市圏の構築に向け、県土全体から見た中南部都市圏の役割や今後の都市構造の再編に向けた持続可能な都市の形成など取り組むべき方向性を明確に示す必要があります。